

## 令和5年度 南大隅町議会定例会9月会議 会議録（第1号）

招集年月日 令和 5年 4月 4日

招集の場所 南大隅町議会議事堂

開 会 令和 5年 4月 4日

開 議 令和 5年 9月 7日 午前10時00分

応召議員 全 員

不応召議員 な し

出席議員

|           |            |             |
|-----------|------------|-------------|
| 1番 後藤道子議員 | 6番 上之園健三議員 | 10番 幸福恵吾議員  |
| 2番 森田重義議員 | 7番 津崎淳子議員  | 11番 大坪満寿子議員 |
| 3番 日高孝壽議員 | 8番 平瀬十助議員  | 12番 木佐貫徳和議員 |
| 5番 浪瀬敦郎議員 | 9番 大村明雄議員  | 13番 松元勇治議員  |

欠席議員 な し

会議録署名議員：（11番）大坪満寿子 議員 （12番）木佐貫徳和 議員

職務の為の出席者：（議会事務局長）黒木秀 君 （書記）平瀬戸ゆかり君

（書記）木佐貫里子 君

地方自治法第121条の規定による出席者

|           |           |           |             |
|-----------|-----------|-----------|-------------|
| 町 長       | 石 畑 博 君   | 介護福祉課長    | 中之浦伸一君      |
| 副 町 長     | 竹 野 洋 一 君 | 経 済 課 長   | 新 保 哲 郎 君   |
| 教 育 長     | 山 下 四 郎 君 | 教育振興課長    | 松 山 隆 広 君   |
| 総 務 課 長   | 熊 之 細 等 君 | 税 務 課 長   | 畦 地 茂 穂 君   |
| 支 所 長     | 坂 口 達 郎 君 | 町民保健課長    | 戸 島 和 則 君   |
| 会 計 管 理 者 | 黒 江 鳴 美 君 | 農業委員会事務局長 | 木 佐 貫 公 子 君 |
| 企画観光課長    | 愛 甲 真 一 君 | 総務課課長補佐   | 古 殿 裕 一 郎 君 |
| 建 設 課 長   | 中 村 喜 寿 君 | 総務課係長     | 原 琢 磨 君     |
|           |           | 総務課係長     | 若 松 勝 男 君   |

議 事 日 程： 別紙のとおり

会議に付した事件： 議事日程のとおり

議 事 の 経 過： 別紙のとおり

散 会 令和5年 9月 7日 午後 3時22分

## 議 事 日 程

|       |                     |
|-------|---------------------|
| 日程第 1 | 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 |
| 日程第 2 | 審 議 期 間 の 決 定       |
| 日程第 3 | 諸 般 の 報 告           |
| 日程第 4 | 一 般 質 問             |

## ▼ 開 会

### 議長（松元勇治議員）

ただいまから、令和5年度南大隅町議会定例会9月会議を開きます。  
議事日程表により本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。

## ▼ 日程第1 会議録署名議員の指名

### 議長（松元勇治議員）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第121条の規定によって、大坪満寿子議員及び木佐貫徳和議員を指名します。

## ▼ 日程第2 審議期間の決定の件

### 議長（松元勇治議員）

日程第2審議期間の決定の件を議題とします。  
9月会議の審議期間は、本日から9月20日までの14日間にしたいと思います。  
ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

### 議長（松元勇治議員）

異議なしと認めます。  
したがって、9月会議の審議期間は、本日から9月20日までの14日間に決定しました。

## ▼ 日程第3 諸般の報告

### 議長（松元勇治議員）

日程第3、諸般の報告を行います。  
監査委員から6月から8月までの例月出納検査の結果に関する報告と財政援助団体監査の結果報告が提出されました。  
郡町村議会議長会は、8月30日第236回定例総会が本町で開催され当面の行事日程などを協議いたします。  
本日までに受理した陳情は、お手元にお配りしました陳情書の写しのとおりであります。配布及び所管の常任委員会に付託しましたので、口頭報告を省略します。

## ▼ 日程第4 一般質問

### 議長（松元勇治議員）

日程第4 一般質問を行います。順番に発言を許します。まず、津崎淳子議員の発言を許します。

[ 7番 津崎 淳子 議員 登壇 ]

### 7番（津崎淳子議員）

おはようございます。

先日の台風6号は、町内に甚大な被害をもたらしました。被害に遭われた方々には、心よりお見舞いを申し上げます。人災がなかったことがなによりです。台風の防災にご尽力いただいた役場執行部の方々、職員の方々、消防団の方々、また、現在も災害復旧に奔走しておられる関係者の皆さまには、敬意と感謝の意を表します。

災害現場を見て回りましたが、土砂崩れや田畑や河川の法面の崩壊や倒木等による被害など、目の当たりにして豪雨災害の恐ろしさを痛感しました。改めて、防災の重要性を思い、防災について質問します。

① 項、町民への防災・災害情報の伝達状況について伺います。

② 項 新たな情報伝達手段の考えがないか伺います。

次に、地域住民の必要な移動手段である地域交通が、人口減少やコロナ禍による乗客減や運転手不足により、路線バスの10月のダイヤ改正で南大隅町発着のバスが減便、廃止されます。

そこで、町内の交通手段について、先日、全員協議会でバスの減便等に説明を聞いたうえで質問します。

①項、町内を運行する路線バスの10月ダイヤ改正による運行予定を伺います。

②項、運行便数、経路変更により町民に影響がないのか伺います。

以上で、壇上からの質問を終わります。

[ 町長 石畑 博 君 登壇 ]

### 町長（石畑博君）

おはようございます。9月会議の一般質問ですが、よろしくお願ひいたします。

それでは、答弁をさせていただきます。

津崎淳子議員の第1問、防災についての第①項、町民への防災・災害情報の伝達状況について伺うとのことのご質問でございます。

本町の防災・災害情報の伝達手段としましては、広報誌での防災広報、防災無線での放送、町ホームページの災害情報掲載、携帯電話各社の緊急速報メール、テレビのデータ放送、SNSを活用した情報発信、スマートフォンアプリの公式LINEでの通知などを利用して、災害情報や防災情報を適時住民の皆様に周知いたしております。

### 7番（津崎淳子議員）

色々と町としても情報の伝達をしていただけてますけど、その中でLINEによる通報機能についての説明をお願いしたいと思ひます。

## 町長（石畑博君）

LINEでの伝達については、担当課長に説明させます。

## 総務課長（熊之細等君）

LINEの通報の件でございますけれども、スマートフォンアプリの南大隅町公式LINEを利用するもので、LINEの友達追加を行うことによりまして、定期的にホームページに掲載された最新ニュースを通知したり、ごみカレンダーを確認することが出来ております。

その機能の中に、災害通報と有害鳥獣の被害の通報をすることが出来て、災害通報は、災害現場の写真や災害発生場所の通報をすることが出来ます。通報は匿名となっております。個人のプライバシーは確保が出来るようになっております。

## 7番（津崎淳子議員）

このLINEでの通報なんですけど、開設してからの件数は何件でしょうか。

## 総務課長（熊之細等君）

LINE通報機能は、令和4年6月から開設しております。現在まで19件の通報があったところでございます。そのうち災害通報が16件、有害鳥獣の被害通報は3件でございます。通報内容は、道路での災害状況写真や大雨の冠水状況などに寄せられているところでございます。

## 7番（津崎淳子議員）

今、災害が16件ということで、道路の状態とか写真をアップしたりということなんですけど、このLINE通報は行政がすぐにアップされたりとかされるのか、行政や町民にこれを実際にいかされているのか、また、このLINE通報で問題がないのかお伺いします。

## 総務課長（熊之細等君）

LINEをいかした問題点ということなのかなと思いますけれども、LINE通報を元にそれぞれの状況に応じて担当部局によって対応が行われております。

現在、LINEの登録者数が939名の方が登録をいただいております。徐々に増えている状況ではありますが、通報自体の機能につきまして、利用者が伸びていないのが問題点ではないかというふうに思っております。

この機能につきまして、周知、広報を今後行いまして、利用が増えるように広報も努めていきたいと思っております。

また、通報があった場合も、災害時には人員が不足することから、リアルタイムに通報に対しての対処がし切れてない部分もありますので、通報の対応が今後の対応処理が課題ではないかというふうに思っております。

## 7番（津崎淳子議員）

今言われたみたいに、LINE通報のほうが即リアルタイムで対処できないということが問題点で挙げられたんですけど、やはり、私たち町民としては、実際に今どうなっているのかというのが分からないので、やっぱり職員のほうも避難所とかに配

置されててなかなか通報を見てそれをすぐアップするというのは難しいのかなと思います。次の②項をお願いします。

[ 町長 石畑 博 君 登壇 ]

**町長（石畑博君）**

次に、津崎議員の第1問第②項、新たな情報伝達手段の考えがないか伺うとのご質問でございます。

先ほど申しました、情報伝達手段を組み合わせ、災害時に情報を町民皆様へ確実に届ける方法を確立して参りたいと考えております。その中で、技術が進歩していることを踏まえて、新たな情報伝達手段がないか、情報収集をしていき、先進事例なども参考に、良いものは取り入れていくように検討して参ります。

**7番（津崎淳子議員）**

今の情報を確立していただいて、新たなまた情報伝達手段があれば取り入れていただくということなんですけど、今までに私は防災災害時の情報伝達手段について、一般質問で3回提案し、検討していただき、MBCデータ放送や町のホームページやツイッター、LINEでの通報機能など、色々と次々導入していただきました。でも、私はやはりまだ、まだ足りないと思ってます。

どうしてそこまでこだわるのかと思われるかもしれません。それは、8・6水害で被害に遭ったこと、全国で台風以外の場所での甚大な被害のニュースや、今回の我が町の台風6号による状況や、次々に起こる被害状況を見て、やはり、もっと情報量が多ければ、避難すべきか、留まるべきなのか、どうすべきかの判断材料になります。また、危険回避や安心・安全にもつながると思うからです。

私は以前も話しましたが、8・6豪雨災害で被害を受けました。8・6豪雨災害は今年で30年経ちましたが、今でも鮮明に覚えています。

我が家は甲突川の氾濫で、家屋が床下浸水、車が駄目になりました。その時は、前日から小雨が降り、当日は午後から急に雨量が増えました。

夕方に近所の方から、水が道路に上がっていると電話があり、玄関を見ると、膝下まで水があり、火山灰を入れていた袋を土のう代わりに玄関や車庫に置きましたが、みるみると水が浸水し、生後2カ月の子と2歳の子を抱えて避難所がどこなのか、車で出てもどこに行けばいいのか、夫も市外に出て帰れず、結局、2階に避難して、夜が明けてみると、甲突川ともう1つの河川の間で私が住んでいた地域だけが冠水してて、川向こうは冠水してませんでした。住んでいる周辺の状況や情報があれば別の判断をしたかもしれません。

8・6豪雨災害が100年に1度と言われていましたが、近年の災害は、予想がつかないことも多く、台風や線状降水帯が起こってからのスピード感が早いですし、災害の規模も大きいです。

今回の台風6号で、北之口橋の観測所での危険水位を超えたとの放送等で、我が家が雄川橋側ということで、川近くの町民の方々から電話やLINEをいただきました。2階から橋の水位の写真を撮りLINEで送りました。

自治会ではスマイル補助事業でLINE構築事業を取り入れていたので、自治会には随時写真をアップすると、他の場所から、通行止になっているよと他の方が載せられる方もいて、避難の判断にされたり、安心したとのコメントがあったり、自治会

内である程度共有できたかなと思いました。

あと、2階から雄川橋のほうを見ていると、消防車が川南側の橋の手元に左側車線をとめる形で置かれ、車が来ると話されているから何をされているのかなと思っていたら、先ほど申しましたLINEで送られた動画や写真で大浜や佐多方面が行けないことが分かり、説明や誘導をされているのが分かりました。その後、諏訪交差点付近が冠水して消防車も動けなくなると聞きました。

また、土砂崩落による通行できない方を救助してくださり、身の危険とも背中合わせの中、感謝しかありません。

今回の台風は、雨風が強く、屋内外の防災無線も受信しにくい状況でした。佐多も停電が多かったと聞きました。

今までお話ししたことを踏まえて、もはや従来の体制では、災害から住民を守ることは困難で、国からも防災対策の改革を急ピッチで進めるように促されています。今、自分が置かれている場所の状況や情報が分からない。土砂崩れや倒木や路肩決壊による通行止など行ってみないと分からず、迂回して生活や交通にも支障をきたしています。

ある町民の方で、根占の方が辺塚に行くのに通行止を見て、迂回を繰り返し、結局片道4時間掛かったそうです。LINEで分かった情報もありますが、通報機能をいかにすにはやはり難しいと思います。

現在の情報伝達手段は、一方通行で共有できるようにすればどうすればよいのか。やはり、自治体独自の防災アプリを作成すべきだと思います。

東日本大震災で甚大な被害を受けた宮城県などは、独自にアプリを開発し、他の自治体にも紹介されているそうです。もし、独自が難しかったら民間会社に委託してもいいかと思います。ここで何例か紹介したいと思います。

1の画面をお願いします。（書画カメラ画像投映）

これは岡山県高梁市の防災災害の情報の入手方法です。岡山には3大河川があり、高梁市にはその1つである高梁川が流れています。この市は2015年に防災アプリを導入していました。この画面の右側の2段目のスマートフォンアプリ高梁いんふおとありますが、そのQRコードを当て、携帯で当てると開きます。

2の画面をお願いします。（書画カメラ画像投映）

この機能は、その中で避難情報をアプリでプッシュ通知、防災メールと連携させることで、住民はアプリからでもプッシュ通知が受け取れます。通知情報は、利用者がエリアやジャンルを設定できて必要な通知のみを受信できます。また、通知された情報はお知らせ画面に新しい順に一覧表示され、後で確認することも可能です。

次に、避難所までの経路をGPSで自動案内機能がありまして、最寄りの避難所までの経路をスマートフォンのGPS機能を使って自動でナビゲーションします。避難所の写真や連絡先など詳細情報やリンク先を掲載することも出来ます。観光客や外国人など、災害に遭ったり避難するようになった時に助かるかと思います。

3の画面をお願いします。（書画カメラ画像投映）

次に、連絡網なんですけど、これは特定のグループに情報発信通知できる機能で、自治体職員や消防団に緊急で情報一斉連絡したい時などに活用できます。グループ登録や通知の表示にパスワード設定したら出来ます。これは、役場と自治会長とか役場社会福祉協議会とか、それぞれのグループで作ることも出来ます。

次に、ライブカメラ配信なんですけど、氾濫の恐れがある河川や土砂崩れの危険がある道路の動画をライブ配信できます。リアルな状況を伝えることで住民に迅速

な機能を促します。

あと、他にですね、防災地図が出たりという機能もありまして、自治体が公開した災害情報や状況写真、避難所開設状況など地図上で確認することが出来たり、災害別ハザードマップも自治体が保有するハザードマップのデータをスマートフォンに登載していつでもどこでもハザードマップが見れ、また、災害別にマップが切り替えるので災害状況に合ったハザードマップの確認が可能です。

あと、避難所についてなんですけど、これスマートフォンの先ほど言いましたようにGPSと連動してて、スマートフォンを職員が配置されてますので避難各場所で、人数とか、誰が避難されたかとか、確認することも可能になります。

それとですね、あと、先ほどなかなか人手不足ですぐにリアルタイムにアップすることが出来ないと言われたんですけど、これは、職員が外出先でも音声プッシュやテキストの配信というのが行われたり、職員が現場から災害状況をアップすることも可能です。あと、避難所の入所管理、先ほども言いました。

あと、安否参集確認もできる既読確認機能やアンケート機能などを活用して、職員や消防団員に対する安否参集確認を行うことが出来ます。電話や呼出しと連携することも可能だそうです。色々あります。

この今岡山の高梁がこのアプリを利用されているんですけど、岡山は2015年導入されてるんですけど、2018年7月、広島・岡山の西日本豪雨災害を皆さま覚えていますか。この高梁川の下流の地域で川が決壊したりして大規模な水害に見舞われました。

高梁市は、災害の3年前にこのアプリを導入されていて、この豪雨で市役所周辺が冠水してしまった為、当時の広報担当職員が数日間も庁舎内に待機して災害の対応に追われるという状況に陥りましたが、このアプリに助けられ、市民が多く利用され、住民への災害に関する通知が平常時の約10倍あり、住民が災害の状況を常に最新の情報で把握することが出来たそうです。

アプリの利用回数については、平常時の約30倍にものぼり、災害が起こってからはアプリをインストールした住民も多く、インストール数は災害前の5倍に、このアプリは災害が収まった後にも、インフラの復旧や救援物資などの情報を発信し続け、住民が平常時の暮らしを取り戻せるように貢献したそうです。

他の自治体も色んな機能をされてますが、すみません、先ほど説明しましたので、誰でも簡単に運用できる防災アプリが望ましく、運用しやすいものほど自治体の特性に合ったサービスを提供できるようになり、災害時も住民が安心して過ごせるように導入していただきたいと思います。

昨今、フェイクニュースとかありますが、躊躇して安心・安全、命に関わることに便利な情報ツールを使わないという選択はないと思います。対処方法もあるのではないかと思います。

前回の質問の中で、携帯電話を持たない高齢者等に対して触れませんでしたでしたが、アプリを使用できない人には、自治会長や身内や、近所の方が情報発信をしていただきたいと思います。自治会でも携帯電話を持たない人を把握し、連絡体制を構築していただければ、アプリが使えない人でも取りこぼすことのないようになるかと思っていますので考えていくべきかと思っています。

いつ、どこで災害が起きるか分かりません。

今までの災害を教訓に、南大隅町独自の町民が必要とする情報が取得でき共有できれば、人的被害も防げて避難に役立つと思います。

行政の負担軽減にも繋がると思いますので、早期に検討して実現すべきことだと私は思います。防災アプリについて、町長はどのように考えておられるのかお聞かせください。

#### 町長（石畑博君）

大変ありがとうございます。

今回の台風6号におきましては、暴風域を抜けて強風域になってからの雨が非常に強くて、その雨によって国道・県道、そしてまた私用の町道等に被害を受けまして、現在、早期復旧に向けた開通するような努力を一生懸命しているところであります。

その中でも、蒼水園の周辺の国道が土砂によりまして通行止めになりました。その中でも、佐多までの区間が全て通行止めということになっておりまして、その時の色んな部分としては、佐多に行くにはどこを通ればいいのかとか、いつ復旧するのかとか、そういったお問合せが大変来ているところでありまして、鹿児島県が所管する道路でもございますけれども、早い普及のために町としても色々側面的な部分で手を携えたところであります。

防災アプリについては、非常に今申し上げましたように、とにかく皆さんが急いでおられますと、そういった問合せも多くて、とにかく迂回路の案内等もなかなかこの状況を分からないことには出来ないところであります。

そういった意味からも内部でもこの台風のあとに検討もしましたけれども、やはり人がいないからその情報発信もちょっと手薄になったという部分では、やはり、今議員がおっしゃいましたとおり、その部分に対しての町民の方々の安心・安全それを担保するには、やっぱりそれが優先かなということで方向性を見出したところであります。

今お示しいただきました防災のアプリ等を踏まえまして、そのことも踏まえて、またうちの町にお話がありましたとおり、特にまたお年寄りの方々も多いわけですので、そういった方々にも情報伝達がきちり伝える、伝わる方法を見出すこと、非常に重要なことと思っておりますので、引き続きまだ9月でございますが、台風時期ではあるわけですが、重要なこととして、今後、防災情報の提供につきましましては取り組んでまいりたいと思っております。

（「次の第2問①項をお願いします。」と津崎淳子議員より声あり。）

#### [ 町長 石畑 博 君 登壇 ]

#### 町長（石畑博君）

次に津崎議員の第2問、町内の交通手段についての第①項、町内を運行する路線バスの10月ダイヤ改正による運行予定を伺うとのご質問でございます。

現在、鹿児島交通では、10月のダイヤ改正に向け、県内の地域間幹線系統の見直しが進められております。本町に関係する路線としましては、根占・鹿屋間の路線バスが減便された上で廃止代替路線となり、根占・大泊間の廃止代替路線が、根占・佐多間での朝・夕の1便を残し廃止となります。

ご質問の10月以降の運行予定としましては、根占発・鹿屋行が6便、佐多発・鹿屋行が1便、根占発・垂水行が1便、鹿屋発・根占行が5便、鹿屋発・佐多行が1便、

垂水発・根占行が1便、合わせて15便が運行される予定となっております。

### 7番（津崎淳子議員）

全員協議会でいただいた資料のコミュニティバスの運行案についての表、第5番目の画面をお願いします。それを見ていただいたほうが話もしやすいのかなと思います。すみません。

今述べられた中で廃止路線代替バスが運行しない時間帯や空白の時間帯が出てきますか。

### 町長（石畑博君）

詳細な運行につきましては、企画観光課長に答弁させます。

### 企画観光課長（愛甲真一君）

ダイヤ改正後の空白時間帯ですけれども、今画面見ていただいておりますけれども、画面に映し出されております下の部分の黄色の部分になります。この部分が今回ダイヤ改正によりまして、鹿児島交通のほうでバスを走らせないところになります。これが佐多伊座敷間になりますけれども、この区間につきましては、新たに町のほうでコミュニティバスを3便運行する予定としておりますので、空白の時間帯が発生しないように現在調整を進めているところでございます。

### 7番（津崎淳子議員）

では、廃止路線バスが運行しない空白時間というのは、コミュニティバスで穴埋めというか運行されるということで、次の第②項をお願いします。

[ 町長 石畑 博 君 登壇 ]

### 町長（石畑博君）

次に、津崎議員の第2問第②項、運行便数、経路変更により町民に影響がないのか伺うとのご質問でございます。

今回の鹿児島交通の運行見直しにより、運行便数においては、主に鹿屋行き4便、垂水行き1便、また、鹿屋発1便、垂水発2便が減便され、経路変更では、根占・大泊間が廃止されます。

ご質問の町民の皆様への影響でございますが、根占・鹿屋間は減便されるものの、高校生の通学時間帯は確保されております。

また、根占・大泊間は廃止となりますが、根占発の路線バスや佐多地区のコミュニティバスと接続する、新たな根占・佐多（伊座敷）間のコミュニティバスを運行する予定といたしております。

さらに、垂水への直行便につきましても朝夕1便になりますが、鹿屋での乗換えに接続しており、町民の皆様には大きな影響が出ないよう移動手段の確保に努めているところでございます。

### 7番（津崎淳子議員）

今、述べていただきましたけど、根占・佐多経由大泊までの利用者、また根占・垂水までのバスの利用者は把握されておりますか。

## 町長（石畑博君）

詳細な数値につきましては、企画観光課長に説明させます。

## 企画観光課長（愛甲真一君）

ご質問の路線バスの利用者でございますけれども、根占・佐多・大泊間、それから垂水線の利用者になります。4月に1回、それから5月に2回、乗降調査を実施しておりますので、その数値をご報告させていただきたいと思えます。

まず、根占発・佐多伊座敷間でございますけれども平均1.2人、それから佐多伊座敷から大泊間、これが利用者がございませんでした。

次に、大泊発・佐多伊座敷間が平均で0.2人、佐多から根占間、これが平均3.7人になります。

その他、垂水行きが平均で2.5人、垂水発これが平均1.3人というような調査結果になったところでございます。

## 7番（津崎淳子議員）

思った以上に少ない数字でちょっと多少驚きました。では、減便された大泊まで運行しない区間、佐多伊座敷・大泊間はどのように対応されるのか伺います。

## 企画観光課長（愛甲真一君）

今、乗降調査によるバスの利用者について答弁をさせていただきました。

この調査の結果からも、佐多伊座敷から大泊の間、利用者が非常に少ないことで、この部分につきましては、調査の結果からも大きな影響は出ないものかなというふうには考えております。ご質問のこの対応策でございますが、現在、佐多伊座敷から大泊までにつきましては、コミュニティバスのほうも運行されておりますので、路線バスが廃止されましてもこのコミュニティバスの利用を住民の方に周知広報に改めて努めてまいりたいと考えております。

## 7番（津崎淳子議員）

住民の皆さまには理解していただいて、コミュニティバスを利用していただくように周知広報をしていただきたいと思います。

次に、車の免許を持たないなど路線バスを利用される観光客は、観光地までの交通手段、観光地佐多岬前の交通手段がなくなるが、その対応はどのように考えているのかお伺いします。

## 町長（石畑博君）

同じく担当課長に説明をさせます。

## 企画観光課長（愛甲真一君）

今回、鹿児島交通の見直しによりまして、佐多伊座敷から大泊の間が廃止になります。そのことから、議員からご指摘のありました佐多岬へ行かれる観光のお客様、移動手段が不便になるところでございます。

ただ、現在も路線バスのほうが終点は大泊まででございますので、佐多岬に行くには大泊から更に別な移動手段が必要なこととなります。

そのことから利用者としては少ないのではないかなと考えておりますが、ご質問の観光のお客さまに対しましては、現在もですけれども、レンタカーの利用、それから根占港を発着しております周遊バス、それから根占山川フェリーを利用しますとタクシーを利用した助成制度がありますので、この3つのご案内を現在させていただいているところでございます。

## 7番（津崎淳子議員）

今回、鹿児島交通のダイヤ改正により大きく影響するかと危惧しておりましたが、空白時間帯の根占・佐多間をコミュニティバスを3便運行を予定されており、また、温泉バスも合わせれば現在よりも便数が増えるかと思えます。佐多まで行くのに。

佐多伊座敷から大泊間は廃止され、垂水発着便が朝夕の1便ずつで、鹿屋経由にて垂水へ、又は垂水から鹿屋・根占とその間がなると思えます。

実証運行の期間が4月・5月でしたので、またお盆休みや年末年始などの利用状況ではどうなのかなとちょっと思いますが、今回、町長は、全員協議会で3月までは実証運行的な意味も含めてコミュニティバスを増便して、3月まではこの形で行い、4月以降は町民や利用者の意見を聞いて良い方向を見出したいと言われました。

いずれゆくゆくは鹿児島交通が全便廃止の時が来るのかなと思えます。全国的にも町内でもバスの運転手は不足は深刻ですし、過疎地域ではバスの乗車率が低いです。路線バスが無くなることも想定して、町内の日常生活の交通手段の確保、定時性の確保や鹿屋・垂水・錦江町との乗り継ぎの円滑化等のため、広域連携と協同の促進に努めていただきたいと思います。

また、鹿児島銀行が来年の2月には代理店を廃止することが明らかになりました。鹿児島銀行にちょっとお伺いしましたら、ATMも残さず、近くのコンビニのATMを利用してくださいとのことでした。

現在の温泉送迎バスは、温泉を目的としているため、路線バスが運行している時間帯は乗降に制限があります。今後は、可能であれば、役場や郵便局やスーパー、病院などでも乗降できれば町民の利便性に高まるかと思えます。

ここで、参考になればと6の画面をお願いします。

国土交通省が地域公共交通の活性化再生への事例集を挙げてます。その中で3つの事例を紹介したいと思います。

7の画面をお願いします。（書画カメラ画像投映）

これは、福岡県那珂川町地域公共交通活性化協議会を立ち上げて行っていることなんですが、那珂川町でも、町南部地域において、バスが23年4月から民間路線バスが全廃止となって、それに伴い、地域の生活交通を維持するために協議会を立ち上げて色んな課題について検討し合って、また、地域公共交通統合計画を策定され検討されている事例でありまして、これはまた、場所によっては路線バスの再編を検討されたり、あとコミュニティバス、乗合いタクシー導入検討されたり、デマンド型交通の導入とかも検討されているそうです。

次に、8の画面をお願いします。（書画カメラ画像投映）

これは、熊本県南阿蘇村で、やはり連携協議会を立ち上げられておりまして、この南阿蘇では、村民の日常生活上の移動手段確保と利便性向上による観光利用の促進に沿って実施した事業、改善したりとか検証したりとかされておりまして。

今は、ゆるっとバス実証運行と、あと乗合いタクシーの実証運行をされていて、いずれこのバス路線の維持をするのか、又は乗り合いタクシーに移行することを決

定するのかをまた協議をされている事例です。

次に、最後になんですけど9の画面をお願いします。（書画カメラ画像投射）

これは、青森県下北半島の佐井村というところで、過疎地有償運送をされていて、住民ボランティアが支える過疎地の公共交通ということで、この佐井村もやはり人口が減少して少子高齢化が進むところでありまして、これは平成17年青森県の生活交通ユニバーサル構築モデル事業の指定を受けて、県から2分の1の補助を得て行っていることでありまして、運営主体自体は社会福祉協議会で、サービス内容としてはボランティアの運転協力者がマイカーで住民を有償で運送する実証実験を行われています。

このボランティアの運転協力員は会員登録した上で、協議会の職員と住民合わせて18名がボランティア運送を行っているということでした。ボランティアですので、研修を受けたりとか適正な診断や、運転手が佐井村の居住者で適性診断や安全講習を受けることと条件としてはなっているそうです。また場所に増によって有償で行っている事例であります。

以上、まだまだ全国でも多くの市町村が課題となり取り組んでおります。先進地を参考にさせていただき、町民や観光客などにもアンケートや意向調査を行ってください。その結果も踏まえ、町民の日常生活の交通手段や観光客などの利便性が高まるような移動手段の見直しや確保に努めていただきたいと思います。

最後に、町長の考えをお聞きして、私の一般質問を終わりたいと思います。

## 町長（石畑博君）

大変ご提言ありがとうございます。

公共交通のバスの運行運用につきましては、非常に苦慮もいたしておりますけれども、鹿児島交通さんがこれまで本当にこの今先ほど乗車人員も申し上げましたとおり、2人・3人という中で大型バスを走らせていただいております。これまでは本当に企業としては成り立たない業であったということでありまして、本当にこの敬意を表する次第でございます。人口減少に伴ったこうして公共交通網の色んな在り方も模索をされていております。

今、朝7時の根占発のバスに、佐多からの皆さんが間に合うように朝1番便に間に合うバスを運行しております。今実証的にこの1年今やっているところでもあります。

そしてまた、要は、佐多大泊地区から根占に来て帰るも自由に出来ないということもあつたりしまして、そういった方々も本当にバスは通っても本当に時間が不自由だということの、また更に、やはり自分たちが使いやすいバスの運行でないといけないということもあります。

今、有償の自家用運行の話も出ましたけれども、かつては白タクという部分では本当に悪いことのようなイメージがありましたけれども、これも合法的に、一部条件もありますけれども可能となっておりますので、その件も大泊地区の方々にもお話もしているところでございます。

ただ、もう高齢化に伴いまして、今あるのは、もうバス停からバス停じゃなくて、家からお店とか、家から病院とか、そういったことをご希望も非常に多いところでもあります。

今年は、4月から根占横別府の便をこれまで10人乗り1台でしたけれども、よりきめ細かい運行ということで2台体制にしております。

佐多地区におきましても、スクールバスの昼間の空いた時間をコミュニティバス、

そしてまた辺塚地区もルートを変えた形での運行等にも取り組んでおります。

ただ、今いらっしゃるお年寄りの方々は、やはり病院に行くこと、そしてまた、買い物に行くこと等は、本当に切実な思いとして私のほうにもお申し出をされておりますので、人口は減りますけれども、やはりそういった方々への投資というのには、やはり町民の方々に公平な対応する観点からは大変重要なことだというふうに認識をいたしております。

日本全国がこうして人口減少の中で、色んな事が様々な影響も出ておりますけれども、特に、本町におきましても、町域全部の面積が広いことから非常に色んなご要望等も多いわけでございます。

そういった中を今私役場だけでも出来るわけでもございませんので、今議員皆さま方も色んな声を聞いたというふうに思っておりますので、町民皆さんが、自分たちがいるうちは良かったと言っていただけ、喜んでいただけるような、そういった運行体制を組むべきかというふうに思いますので、そういった意味におきまして、今後も対応的には迅速にしていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りまして、またお力添えをいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

#### 議長（松元勇治議員）

暫時休憩します。

10 : 50

～

10 : 58

#### 議長（松元勇治議員）

休憩前に引き続き再開します。次に、上之園健三議員の発言を許します。

[ 6 番 上之園 健三 議員 登壇 ]

#### 6 番（上之園健三議員）

お疲れさまでございます。9月会議一般質問、2人目の登壇です。よろしくお願いたします。

先の台風6号により国県道をはじめ、農地の崩壊や床下浸水など、被災された皆さま方に対し、まず心からお見舞いを申し上げます。そして、猛暑の中での後片づけで苦慮されていることと思いますが、どうかご自愛いただくことを願うばかりであります。

さて、今回は、台風6号に関連し、多くの地域住民より、多種多様に亘る苦言や苦情を賜っておりまして、頂きましたご意見を集約しながら次の質問をいたします。

まず、1問目に、早急な災害対策として、①項目に、台風6号における災害対策の反省点と改善点を伺う。②項目に、停電時における非常時対策として、発電機の購入に対する一部助成は考えられないか。そして、2問目には、現在、ガソリン価格高騰や物価高騰が連日報道され、小売価格が日々上昇している現状に鑑み、第一次産業の経済活動に対する追加支援や町民の家計費軽減のための支援策は考えておられないのか、燃油等価格高騰対策についてとして、①項目、住民や地元業者への

影響をどのように捉えているか。②項目は、第一次産業に対するこれまでの支援策に追加実施する考えはないか。③項目に、一般家庭の家計費軽減のための経済支援策は考えておられないのか。以上、2問5項について質問いたします。いずれも、町民生活の安心・安全、そして安定につながる質問でございますので、町長の前向きな答弁を期待して、壇上からの質問といたします。

[ 町長 石畑 博 君 登壇 ]

**町長（石畑博君）**

上之園健三議員の第1問、早急な災害対策についての第①項、台風6号における災害対策の反省点と改善点を伺うとのご質問でございます。今回の台風6号は記録的な大雨の影響もあり各所において同時多発的に災害が発生したことから、災害の全体像の情報収集に時間を要したことが挙げられます。また、幹線道路である国道269号線が寸断したことにより、全面通行止め解除まで丸1日を要したことから、関係機関と協議し優先的に緊急車両等の通行を可能とするための、方策の検討が必要であるものと考えております。

**6番（上之園健三議員）**

災害対策における色々な災害もございますけれども、災害は、災害の種類、それから場所、質、量それぞれ異なりまして、ケースバイケースの対応になろうかと思うんですけれども、今回の台風は、建物被害が少なかったこと、そして、何より人災がなかったことは幸いであったと思うところでありまして、700ミリに迫るこの大雨によって、諏訪地区をはじめとする低いところでの床下浸水等がありましたけれども、先ほど申しましたけれども、こうした被災をされた方々に心からお見舞いを申し上げるところでございます。その復旧に当たりましては猛暑の中での活動でございますので、敬意を表したいと思うところであります。

さて、今回の台風を通じまして、町民各位より、それぞれのご意見を賜っているところですが、何はともあれ今回の台風で一番目に付きました大内山峠から馬場川のこの国道を塞ぎました土石流等によって通行が出来なかった為に、大浜地区以南が一時的にも孤立化したという状況でもございましたけれども、その復旧に向けては各業者含めていち早い除去作業等に入れたと思っておりますけれども、この今回の作業、災害対策復旧作業に向けて、問題あるいは改善点は無かったのかという質問をさせていただきますけれども、今ご答弁いただいたとおり、情報の収集、あるいは関係機関との調整等に時間を要したというところでもございますけれども、私もそういうふう感じておりますが、そこで、1つずつお聞きしていきたいと思うんですけれども、まず、この国道等においてですよ、1カ所じゃなくて数カ所に分かれて国道をいっぺんに塞ぐような崩壊になったり流出になったりするわけですが、この折に、道路管理者として県あるいは町にしてもですが、それで業者の方々に区分けをされて、区分けというか範囲を指定されて作業をされることになっているとお聞きしております。

ただし、これでは重機が入っていくのにも時間を要したりということもございましょうから、どっかこの大きな重機をお持ちのところに、持ってらっしゃるような業者のところに、まず一辺倒で片側だけでもあけてもらえるような作業の依頼というのは出来ないものかどうかと思ってるんですけれども、そういう点はどう考えてお

られますか。

### 町長（石畑博君）

今回のこの災害での通行止めを踏まえまして、もう早速振興局からおいでいただいて、今おっしゃったようなことで、特に国道については、馬場川の交差点のところで、また大きかったのは大浜の大浜洞門の先、そしてまた、石走地区の人家の手前ですね、ここが非常に土砂量が多くて、この区間を今議員があげられたとおり、それぞれの区間に業者が入りました。応援の事業者も入った中で1日強掛かりましたけれども、事業者としては、土砂の量が多かった関係で、作業効率の良い色々な資機材等も使われまして、そして、今度は土砂の撤去に要した時の土砂の搬出先ですね、これが一番課題だったですね。これについては、たまたま旧根占中が空いておりましたので、もう当面そこに泥まじりでしたので、その対応をして旧根中のほうに入れていただいたところでありまして。

作業の工程を午前中見ている中でそれぞれがずっと入られました。その中で、九電工の停電の災害対策の車もずっと待機していたことから、いわゆるこの作業班を先に行かないと佐多地区の停電の復旧には繋がらないということで、一旦もう車庫に帰っていた大きな重機を一旦伊座敷洞門まで行ってくれということで、それはこっちで行いました。その関係があって、事業者さんをご協力・ご理解いただいて、16時30分に開通した中で九電工の方々が入られて、その夜9時半ぐらいまでにはほぼ開通、停電解消が出来たということです。この事は、やはり今回の課題でもございまして、振興局にも申し上げまして、振興局にもそういった旨の色々なご意見が来ていたということでございます。

そういったことから、今後のこの対応の仕方につきましては、今議員が言われたとおり、まずは廃土をして道路をあけていって緊急車両を通すということをしていかなければならないことを、振興局と町との協議の中でその件についてはしたところでありまして、引き続き、堆積土量にもよりますけれども、可能な限りその方向で今後はしていけるものというふうと考えているところでございます。

### 6番（上之園健三議員）

その旨の努力はされているということで今お聞きしましたので安心しましたが、やはり片側でいいですので、やっぱりいち早く通行ができる体制を取るとというのが、私は復旧の第一歩だと思っていますので、また県とも協議をされてということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また今後も、それぞれ先ほど申しました災害はケースバイケースですので、臨機応変な対策が必要だと思ひますからよろしくお願ひいたします。

それから2つ目になるんけれども、今回、大中尾・辺塚間の県道の法面の崩壊によりまして、その崩土の中に電話線に寄りかかる倒木がございました。その倒木の伐採を振興局のほうで2社の通信業者のほうに依頼されたと思うんですけども、これがお互い譲り合うというか、言い方は悪いですが責任逃れみたいな形で、うちじゃない、うちじゃないというような形だったんでしょうけれども、そういう形でこの伐採が遅れると同時に崩土の除去が遅れてしまひまして、結局、片側通行が可能になったのが台風の終息から5日目の正午でございました。こういう時には、この間に当然地区民の方々は苦情なりおっしゃるわけですから、いっぱいいただきましたけれども、こうした場合に、県道であるから振興局のみに任すというんじゃない

くて、やっぱり地域住民の方々の生活があるわけですので、できれば業者に対して町からもいち早くこの伐採依頼をされるべきだったと思うんですけども、実際のところはどうだったのか、お聞きしてよろしいですか。

### 町長（石畑博君）

今おっしゃいますとおり、本当にこの辺塚地区の方には大変ご迷惑をおかけした次第でございます。土砂量的にはそこまでなかったんですけども、通信回線、電話線、電気、こういった部分の架線に係る倒木は触るといけないということになってるものですから、その事を踏まえて、町としても振興局にもお願いしました。その中でのその後の過程が、事業者が2社の中で色々やりとりがございまして、結果的にその作業に時間を要したということが原因でございます。

そういった事から、九州電力との災害協定、そしてまた、NTT等々の架線事業者とも、そういった協定を今後改めて取り組んでいくべきかなということで協議したところであります。補足があれば。

### 総務課長（熊之細等君）

今、町長のほうからも答弁がありましたとおり、辺塚からそういう通行止めの件も入ってきておまして、関係機関と調整もいたしました。その結果、町といたしましても、NTTと今後災害協定を結んでいくということで今調整をしておりますのでご理解をしていただければと思います。

### 6番（上之園健三議員）

はい、よく分かりました。それ相当の努力はされていることではございますが、辺塚地区に限らず他のところでもですけども、もう高齢者が非常に多くなってまいりまして、特に辺塚地区とかになりますと孤立しやすい地形にもございますので、今回のこうした事例をいい参考事例として、今後の災害に参考にされたらというふうに思っているところであります。

それから、今ちょっと協定の話がありましたけれども、災害協定の件について2、3お聞きしたいと思うんですけども、どこの市町村におきましても、災害復旧に関して各関係機関との災害協定を締結されていると思いますけれども、本町におきましても先ほど来ありましたように、九州電力をはじめ、NTTも結ばれていると思うんですけども、西日本電信電話株式会社とかあると思うんですが、その他、数カ所等の関係機関と災害時における相互協力に関する協定という形で締結されておられると思いますが、そのうちの九州電力との協定についてちょっとお聞きしたいと思います。

この九州電力の協定について調べてみたんですけども、九州管内において、その協定の内容として、災害時の連携体制の確立、電気設備等の優先的な復旧、そして、施設の提供、そして人員・資機材の搬送、そして最後に、定期的な訓練・会議の実施といった内容をもって、令和3年12月までの間に九州7県233市町村全てと締結を結んでいるという記事がございました。

本町におきましても、平成18年の7月に九州電力鹿屋営業所と災害復旧に関する覚書ということで協定を結んでおられるわけですけども、その中身の件についてちょっとなんですけれども、今回の台風におきましても、県外からの作業班が入っておられました。復旧班がですね入っておられましたけれども、道路の通行止め等

により台風終息から2日遅れての到着でありましたけれども、この台風の進路や災害・規模、そういったのによって電力業者の判断もあろうかと思うんですけれども、この停電をやっぴり早期に解消するためには、復旧員が現場に早く、いち早く到着することが最善策であることは言うまでもありません。そうした事から、災害が予想される時にこの普及班・作業班の方々に事前に町内に分散して待機していただけるような方法が私はいんじゃないかというふうに思うんですけれども、今回はそういうような事前待機を依頼されたということはございませんか。

#### 町長（石畑博君）

九州電力さんにその件でお願いをしたことはありません。ただ、災害発生から台風が来るという段階では、2日前から九電工さんはネッピー館にずっと10台以上の車が停まってましたので、要はさっき申し上げましたとおり、道路の通行が可能であれば即座に出来たということがございますので、その予備待機的な形で災害あとの復旧については、電力事業者の考えでございましてけれども、なるべくそういったことがないような形のことも事あるごとに要請はしていきたいと思っております。

#### 6番（上之園健三議員）

今回もネッピー館にいらっしゃったということなんですけれども、私がお願いしたいのが、それぞれ地域に分散した形で入るのが一番妥当だろうなというふうに思うんですけれども、いずれにしても、停電や電話で不通になりますと日常生活にない状態が発生することが予想されるわけですから、一刻も早い復旧を願うわけでありまして。その為に、協定書には復旧要員の受入れ等についてという項目がございましてけれども、これにつきましては、待機場所、駐車場、場合によっては、食事等々の今提供をするということが記載されておりますけれども、この今ただいま申しましたような事前待機というような内容についての規定がなさそうなんです。もちろん町長がおっしゃるように電力会社のほうが判断をすることもあると思うんですけれども、住民からしたらやっぱりいち早い復旧が欲しいわけでありまして、そうした事前待機にかかるような要綱を盛り込んだ形で、再度協議を検討されてみてはどうかというふうに思うんですけれども、その件はどうですか。

#### 町長（石畑博君）

先発隊の調査班は入っておりますので、そのことの詳細を総務課長から答弁させます。

#### 総務課長（熊之細等君）

台風通過後に九州電力ともちょっと協議をさせていただきました。

九電によりますと、台風の進路に応じてどこに入るというのを事前に九州管内でも決定していくというようなことでもございました。

それから、被災が多いようなところに県外の方を送り込んでいくというような流れであるというようなことを聞いております。今回につきましては、9日の事前に先発隊が佐多地区に2名、辺塚にも4名入られたということで、結果的には通行止めになって、佐多地区においては、支所に来られて情報が共有できたと。辺塚については、避難所で避難した中での共有が出来たということもございました。そのことで事前にある程度調査をされて、車が通った時点ではある程度の復旧がスムーズに

いったのかなあというふうにも思っておりますので、情報の共有、連携という部分は重要だなというふうに思っております。協定の覚書もですけども、見直しですけども、基本的なのが今結ばれていると思います。災害における基本的な事項について締結してあると思っておりますので、現段階ではそれを見直すということではなくて、一刻も早くするために、情報の共有、あるいは連絡を密にすることを重要であると考えておりますので、そこらを構築していければと思っております。

#### 6 番（上之園健三議員）

私はその協定書がどうこうというものじゃないんですけども、九州電力に限らず、エスパックスとか郵便局等とも災害に関する協定を結ばれておりますので、その内容を再度検討された中で、より良い実効性、実行力の上がる内容に改善すべきではないかということをお願いしたんですけども、中身はどうこうあれという情報共有というところでされるところですから、是非もう1回見直しをされてみてください。停電のことについては見込みでお聞きしたいと思うんですけども、もう1点ございます。側溝の詰まりの件でございます。

この側溝につきましては、一時的な災害による埋め土等は、作業をこの崩土と一緒に除去されるわけですけども、この道路の低いところとか人目につかないところとかというところで、長年の間に流入して堆積物が溜まって、もうそれが10メートルも20メートルも溜まってるところがございます。

こういうところが往々にしてその前後で法面崩壊、路肩決壊等が起きてるものがございますけれども、この側溝の詰まりを1回除去していただければ、特に集落内とか、集落の周辺とかというところの側溝の除去をしていただければ、あとは次回でもできるところがあるのになあというのもそれぞれ自治会の意見がございましたので話しておきたいと思いますが、これについて別に答弁はいりませんが、できれば計画性を持った中で実施されることを要望しますが、これに何かありますか答弁が。

#### 町長（石畑博君）

被災原因は、いつもこの側溝等の詰まりとか雄川水によるのが一番大きいわけがございます。前回も申しあげましたけれども、側溝は町道・農道が全て山林の水を受けますので、その観点で、町内の町道・農道についてもシルバーさんのほうで詰まるところは全部把握しておりますので、詰まるところというのは勾配がないところだけなんです。その勾配がないところにつきましては、もう一雨で埋まるところもありますので、そういったところは、常時定期的に行っていただくようなことでもお願いもしているところであります。

ただ、これまで届いていない部分等もあるかもしれませんので、そこについては、また再度建設課等で調査をして、災害の未然防止には努めていきたいというふうに考えます。

#### 6 番（上之園健三議員）

おっしゃるとおりだと思いますので、ただですね、それぞれ建設課職員もパトロールに回ることでしょうけれども、隅々まで気づいていないところがあると思いますが、できれば各自治会長さんあたりに1回調査依頼をされて、要望カ所等を点検されるのもいいのかなというふうに思いますので、そういうことで自治会としては

しっかりと把握できるものだというふうに考えますので、提案しておきます。じゃあ、2項目をお願いします。

[ 町長 石畑 博 君 登壇 ]

**町長（石畑博君）**

次に上之園議員の第1問第②項、停電時における非常時対策として、発電機購入に係る一部助成は考えないか伺うとのご質問でございます。

電力供給は、災害発生時に確保すべき重要なライフラインであり、先の台風6号においては、佐多地区を中心に停電が発生し、停電をした地域の皆さまにおかれましては、大変なご苦勞をされたと認識しております。

発電機購入に係る一部助成を考えないかとのことでございますが、まずは、停電から復旧までの時間を短くするための体制を構築する必要があると考え、道路復旧のあり方、優先順位等について、関係機関と情報を共有し協議しております。

現段階では、一部助成としては想定はいたしておりません。

**6番（上之園健三議員）**

今回は根占地区のほうはわりかし、割りと早く復旧されたところですけども、佐多地区においては、まる2昼夜の停電でございました。

昨年度は3日続けての停電があったと記憶してるんですけども、なぜか今回の停電につきましては、非常に住民の方々からの苦情・苦言が多いんですね。どうしてかな、去年は3日やったとに今年は2日やっとなって自分も思いながら考えてみたんですけども、やっぱりこの猛暑の中で過ごされた時間、やっぱり我慢をして過ごされた時間、更に冷蔵庫の中身等が腐ってしまう、破棄してしまう、そういうこと等の不満が溜まっての事だろうというふうに私自分なりに納得するんですけども、何よりでも心配であったのが、電気を必要とする生命維持装置を使用されている方々の安否でございました。この方々は、電気が止まってしまえば、難儀をするところがございますけれども、私は一般家庭に対する発電機の購入も要望したいところなんですけれども、ただいま申しましたように、この生命維持装置を使用されているような障害者の方々の考慮される購入経費の一部でも補助できないのかと、する方法はないのかということを考えてんですが、この必要性というのは町長考えられませんか。

**町長（石畑博君）**

ご自身の健康によって酸素を常時持ち歩く方々もいらっしゃる認識しております。今ご質問を受けてから私どもも調査をしまして色々お尋ねしたところですけども、通常はコンセントから出力するけれどもということで、災害時は予備のタンクをお願いしたりするということです。これについては、医療用のそういった部分の観点からは全国にも補助している事例もございますので、今回これが初めてこういった事例がありましたのでその方向での検討を、今もう議員のお示しを受けてからその協議というか調査をして、そういった方々がお困りにならないようにしていきたいということで検討しております。

また、今回は1日ぐらいの日程の中で道路は通りました。これが甚大な災害の場合は、電気もまた当分通らないということもあることも想定されますので、今おっ

しゃったことについては、ご本人の生命等のそういった観点から言いますと大事なことですので取り組んでまいりたいと思います。

#### 6 番（上之園健三議員）

併せて聞くのを忘れてました。申し訳ないですが、今この発電機等の購入をかけた、現行の障害者福祉制度と申しますか、そうした制度の中で購入できるような事業とか制度はございませんか。

#### 町長（石畑博君）

詳細は、介護福祉課長に答弁させます。

#### 介護福祉課長（中之浦伸一君）

まず、障害者福祉の国・県の制度でということによろしいですかね。障害者福祉制度の中ではないと承知しております。先ほど町長からありました全国的に実施されているところ、そこ調べましたら、調べたところは全て町単で行っているということ。それから、南大隅町にある現行の障害者の方々の日常生活用具の給付事業にもこの電力というか、充電器も含めて、そういう器具に関するものは今のところ入っていないという状況でございます。

#### 6 番（上之園健三議員）

是非、今町長の答弁にありましたように、前向きに検討していただきたいと。また、執行したものに付きましては、一定額の補助でいいのかなというふうにも考えますが、発電機も色々ありますので一定額のものでいいのかなとは考えておりますが、そこも含めてご検討いただきたいと思います。では、2問目をお願いします。

[ 町長 石畑 博 君 登壇 ]

#### 町長（石畑博君）

次に、上之園議員の第2問、燃油等価格高騰対策についての第①項、価格上昇は今後も続くと思われるが、住民や地元業者への影響をどのように捉えているか伺うとのご質問でございます。

現在、レギュラーガソリンの価格は、県内では190円台に達して最高値をしております。これまでのコロナ禍や原油・原材料価格の高騰に加え、長引くガソリン価格の高騰により、町内の経済活動にも少なからず影響を及ぼしております。業種によっては、価格転嫁が進むものもありますが、事業者においては経営の圧迫など、一次産業を含め、全ての業種で厳しい経営環境が続いており、住民生活においても値上げによる負担増など、大変厳しい現状にあると認識いたしております。

#### 6 番（上之園健三議員）

ガソリンが高くなりましたね。どうしたものかと思っておりますけれども、3年前は115円でした。3年前の3月はですね。今朝の新聞でいきますと、192円90銭までというところの掲載がありましたけれども、皆さんもご承知のとおり、このガソリン価格、今年7月・8月になりましてからもう新聞に連日のように掲載されまして、また

テレビ報道でも国民生活には影響が指摘されているところがございますが、このガソリン価格高騰につきましても、幾つものこの条件が重なって今この状況が出ているということなのですが、まず1つは、コロナ禍からの脱却で人々の活動、経済活動が進展が早くなってきた、そのお陰で原油の需要が増えてきたと。それから、2つ目には、産油国の追加増産が見送られているということ。そして、3つ目には、急激な円安・ドル高というところが響いているんだらうという等々という様々な要件が重なって今この状況が来てるということですが、国に対しても、国のほうでも国に加えてガソリン価格を抑制するということで、燃油等激変緩和事業ですか、ということ補助金を打とうということ、1回は9月末で終わるということだったんですけども、12月末まで延ばすというような政策を打ち出してきているようでございますけれども、現在、町民生活を見てみますと、町長答弁にもございましたとおり、一般家庭はもとより、業種におきましても、これまでにない多額の出費を伴っておりますので、大変厳しい状況にあるというふうに私も理解しております。季節もこれから先、冬に向かいますけれども、尚更この燃油等の利用が増えていきますと厳しい状況になると思うんですけども、物価高騰を抑える歯止めとなる事象が見えない中で、収入は上がり、出費は増えていく、そういう状況がまだ続くだろうと思えば、今以上に厳しい状況になるんじゃないかなというふうに読んでいます。

それから、町としましてもですよ、こういう上昇を踏まえながら、物価高騰対策も踏まえて、4年度から今年上半期にかけてコロナ交付金等を活用されての町民生活の下支えをされてきたところではございますけれども、これだけガソリン・物価高騰になりますと、いずれもこの一過性の対策であったのかなと思うところもございまして、我々も議決した以上は、まだ、まだというふうな感じがありますが、こうした経済対策というのは、やっぱり継続して打ち出していくということが効果に繋がっていくものと私は考えておりますけれども、そこで、国の対策もなんでしょうけれども、町としてこの昨年に続くような第2弾の支援策というものは考えておられないのかお聞きしたいんですけども、②項目をいただいていますか。

#### 議長（松元勇治議員）

もうちょっとゆっくりと話しをしてください。

（「はい。わかりました。時間がないものですから。」との上之園健三議員より声あり。）

では、端的にお願いします。

[ 町長 石畑 博 君 登壇 ]

#### 町長（石畑博君）

上之園議員の第2問第②項、第一次産業に対するこれまでの支援策に追加実施する考えはないか伺うとのご質問でございますが、令和4年度におきましては、国の新型コロナウイルス対策交付金を財源として、燃油価格の高騰に係る支援策を施設園芸農家、畜産農家、漁業経営者に講じたところでございます。本年度も引き続き、燃油価格の高騰が続いており、第一次産業の皆様には大変、厳しい経営を強いられ

ていると認識しております。現状では、燃油価格のみならず、様々な生産資材が高騰している状況となっております。国・県の交付金活用とともに、町として第一次産業の皆様の経営継続に向けた支援策を検討、実施してまいりたいと考えます。

### 議長（松元勇治議員）

燃油等の物価高騰に限らず、全般的な物価高騰を考慮しながら、追加支援を検討、実施していくという答弁で受取りましたが、そういうふうでよかったかと思えますけれども、今回の質問は、私、燃油等の高騰に対しての支援策はないかということで質問しておりますけれども、ちょっと質問の趣旨とは違うかもしれませんが、今回の補正予算で、肉の消費拡大事業と園芸産地再生支援事業の予算計上がなされております。もうこれに関しては、私、おおいに歓迎したいと思っているところでございますが、町長が先般より理解を求めてこられました子牛価格の低迷等を飼料等の価格高騰を受けて、畜産農家への支援を、支援策を検討したいということを話を聞いておったんですけれども、今回の補正に計上されるだろうと思って私は期待しておりましたが、今回入っておりませんけれども、今回の補正にその補正予算を計上されなかったのはどうしてですか。何か理由がございませうか。

### 町長（石畑博君）

内部の議論をしたところでございます。7月に農水省等への要望活動等に行った中での話しでありまして、前回話しもしましたけれども、とにかく牛のセリ市単価が下がっている原因が、今現在ストックしてある牛肉の出口がないということ、これが一番原因だということはお頭に言われましたので、まず、それを日本全国がしないといけないということの話から、そののち、畜産振興会等の皆さん方が集まられて会議をした中では、肉を消費は是非やろう、ということでもございまして、今般その費用の計上をさせていただきました。

また、あと1つの園芸産地につきましては、1月の冷害による部分の予算でございます。肉の消費拡大につきましては、今千人規模の部分ということで今回予算をお願いしておりますけれども、今回、台風のあとに、JA組合長、以下3役の方々が本町の被害が大きかったということで見舞いにも来られました。その中で、そういったお話にもなりまして、そしたら、是非JA組合長のほうも、是非それをやっていこうと、やるべきだということ強いご意見をいただきました。組合長さんとしては、これは本当は農協がせんないかんだっどんなということのそういったお話もありまして、ちょうどもう10月26日と一応仮日程で日程はさせていただきましたけれども、南大隅町からそういった肉に対する手上げをした中で、もう農協もせんないかんだということ、その3日後にはJAがまた鹿屋市のほうでもされるということで、うちにある焼肉用の窯等の申請も来まして貸していただきたいと。同時に、曾於も一緒にやりたいということで、そのあとついで話がいきまして、肉の消費活動にやっぱり良いきっかけを作ったのじゃないかなというふうに考えているところであります。

今ご質問のその支援については、今回出しておりませんが、先般、上京した折にお伺いした中では、何がしかの支援を今回国としてもしていきたいということの話がありまして、ありますけれども、今現在は、色々この国政内部の今回はまた9月の組閣等の変更等もありますので、そういった事を踏まえて、この秋口にまた新たな支援があるということもありまして、そういったことも畜産農家にも今回

郡共に行かれる方にもお伝えしております。そういった中で、行った先でお話をした中では、もう今大変やっどとおっしゃいましたので、町と国べっべじせじ一緒にしてくれんかと、そのほうが良いよというそういったご意見もありましたので、今回上げておりませんが、いずれかの時期にその手立てはすべきだというふうに考えておりますので、段取り・手順としてはそういった流れを今踏んでおりますことをご報告したいと思っております。

#### 6 番（上之園健三議員）

ただいまの話の中では、畜産振興会とかの方々との役員会等を経てということでございますので、そこはそれで納得したいと思っておりますけれども、早い段階で支援を打たなければこの畜産農家もかなり厳しい状況に来てるということも先般の共進会等の中でも話がうたわれておりますので、是非関係者としてしっかりと話をさせていただきたいと思っております。

これに加えて、漁業・林業も含めてなんですけれども、これから先、暖房を使われる施設園芸農家さん、そして、バレイショの作付け、春野菜の作付け等に入っていきますけれども、農家が使われる農機具も燃料なくしては作業できないわけでありまして、この畜産支援以外にそうした第一次産業向けの支援策というのは何か今の段階では考えておられませんか。

この園芸産地再生事業以外はないですか。

#### 町長（石畑博君）

全て予算が必要でございますので、今現段階では今のこの今回9月会議に出しておる分だけでございます。

#### 6 番（上之園健三議員）

是非ですね、県内、県の事業も数々私も見ましたけれども、なかなか適用するよくなのがなかったようでございますが、町単事業としてでも打てる部分は私どしどし打っていただいたほうが良いと思っておりますので、ご検討いただきたいと思っております。では、③項目をお願いします。

[ 町長 石畑 博 君 登壇 ]

#### 町長（石畑博君）

次に、上之園議員の第2問第③項、一般家庭の家計費軽減のための経済支援策の考えはないか伺うとのご質問でございます。令和5年度ではこれまで、原油価格や物価高騰の影響を受ける町内経済を下支えするため、プレミアム商品券を販売し、事業者支援と町内消費の活性化を図る取組みや、水道料金の基本料金減免の支援策に取り組んでおります。

ご質問の一般家庭の家計費軽減のための経済支援策でございますが、燃料価格高騰対策については、国が支援しており、ガソリン補助金も12月末まで延長される見込みとなっております。地域の実情に合わせたきめ細かい町独自の支援策の必要性は十分認識しておりますが、まずは、国や県の支援策を注視してまいりたいと考えております。

## 6 番（上之園健三議員）

先ほどガソリンの価格も申しましたけれども、今一番家庭で苦慮してるのが、この燃料・ガソリン関係だと思えます。私、町民を代表してでもぜひ補助を考えてくれんかということをお願いするんですけども、このガソリンですね、先ほどちょっと申しましたけれども、全国を175円程度に抑えるということで国の補助金が12月まで延期される。今朝の新聞でいきますと、17円50銭でしたっけ、の補助を考えてるところでしたが、鹿児島県においては、時期によりましてけれども、これより5円から15円ほど高うございまして180円から190円台、もう既に192円90銭という金額が今日ありましたけれどもそれぐらい高いわけございまして、ただ、この政府が出します補助金も、一方のほうでは脱炭素社会に向けてのこの推進事業を含めて考えますと、まだ混沌としたところございまして、もう少し情勢を見極めなければならぬのかなという状況で私は捉えておりますけれども、いずれにしても、これをざっと計算をしてみますと、先ほど申した3年前の3月には115円でした。

5,000円で43リッター入れられていたガソリンが、今現在26リッターしか入らないんですね。このやっぱり17リッターの差というのは、もう相当私キツイと思うんです。これが家計を圧迫してきているという状況でありますので、どうしても今回は私ガソリン高騰にかけての支援策を訴えておりますけれども、町長がおっしゃるように国の施策も含めてなんですけど、私はこの地域間格差の是正というかそこを補うことも含めて、町民の生活を支える観点から、地方自治体も国の施策に加えて町もこの可能な範囲で支援すべきではないかというふうに考えております。

また、そういう時代になってきているんだろうなというふうに思うところでありまして、そこでですね、単純な考え方なんですけれども、一般町民向けの支援策として3つほど考えてみましたんでご提案したいと思うんですが、まず1つは、その今ガソリン高騰に対してなんですけども、ガソリンチケット的なものの作成ですね。これを単純に計算しますと、1リットル10円補助するとして1回20リッター。もう最近30・40・50入れられる方はいらっしやいません。ほとんど20リッターです。20リッター入れるとして、それを月4回入れるとすれば800円ですよ。そうした時に、半年間計算をしますと4,800円ですから、これ5,000円というふうな仮に仮定したとしますと、これを幾ら作るかと申しましたら、件数をどうするかということなんですけれども、去年のプレミアム商品券の発売件数がですね、発売世帯数と言ったほうがいいのか、1,960世帯でございました。ですので、まだ多いだろうと思えば、2,000から2,500世帯と考えれば、これ1,000万から1,500万程度の経費を要するわけなんですけども、何とかなる金額ではないのかなと思ったりします。

それから2つ目には、スタンプカード方式です。スタンプを集めて幾らかを無料で給油しましょうという。例えば、5リッターに1個スタンプを貰えば20リッター入れれば4個ですから、それを集めて20リッター分だったら無料をいただくと。そういうようなスタンプカードサービス方式というのを考えてみたんですけども、町長、こういう方法というのは考えられませんか。

## 町長（石畑博君）

今、議員がおっしゃったこと、すれば良いことには分かっています。

ただ、本来の姿としてガソリンのみになることから、例えば、色んな農業資材色んなのが上がってるわけですね。そうなった時に、ガソリンだけかということにもなりかねませんので、今おっしゃった提案は確かに良いことなんですよ。ですけど

も、そこをガソリンだけという部分にはどうかと思ったりもしておりますので、困っていらっしゃる農家の方、特にまた、バス・ダンプ・トラック等をお持ちの事業者の方々、大変な苦勞をされておりますので、やるとなれば、特に個人の消費だけじゃなくて、やっぱり幅広い事業者の方々等も踏まえて、きっちり町民皆さんが理解できるような公平なそういった形の事を支援ということにはしていくべきかなというふうには私は思います。

ただ、その中でもやはりこの町の財源とか色んなことを考えた時に、鹿児島県でうちだけだったのかということでも如何なものかということになりますので、そこについては色んな部分で、この秋の国からの支援に期待しておりますので、それに基づいた形でですね、する方向ではしますけど、どういった方向であるかというのは今後協議をして詰めていきたいというふうに思います。

## 6 番（上之園健三議員）

私、別にそのガソリンだけにこぎって話をしてるんではございませんので、燃油等で話をしていますから間違えないようにしてください。もう1つ提案させていただきます。今、プレミアム商品券が販売中でございますが、もう既に10,000冊完売されたということなんですけども、これプレミアム率が50%で非常に有り難い、嬉しい券なんです。先日、鹿屋市のほうが15%のプレミアム券を販売するという事で議決がなされたようでございますが、このプレミアム商品券、12月末で終わることになりますけれども、これを来年2月・3月まで延ばしたとして、このガソリン等の価格高騰を含め、物価価格高騰を含め、延期するとしたら、これまでのもう実績を持っていますから期間延長ということだけなんですけれども、予算もですけれども、そういう方向では町長考えられませんか。

## 町長（石畑博君）

プレミアム商品券は本当に今回はもう1回目ではほぼ完売ということになって、非常に需要も高く、町民の方々には非常に良かったかなというふうに思っております。その中で、それもすれば12月商戦に向けてすれば本当に喜ばれると思います。

例えば、プレミアム商品券を買おうとしても、やはりこの色んな方々がもう商品券もこわならんたつと、配つとをしっくれんかということも意見も聞いておりますので、お金を出せて買える人はいいけれどもおいどまこわならんと、いうご意見も聞いておりますので、同じ形でしていくか、まずはするかしないかの話ですけれども、町民消費が上がらないということもまた今度は町内消費が上がりませんので、全体的なことを加味して、先ほどの部分と一緒に、いずれかの方向で消費拡大をしていければというふうに思っております。

今回、9月の補正予算にもお願いしておりますけれども、ふるさと祭りと、それから佐多地区での地産地消フェアについては、それぞれの運営委員会の中でご議論をいただきまして、それぞれ関係団体からも来ておられましたけれども、やはり色んな芸能人等と呼ぶより今年まではまた去年の流れで半額でのそういった売り出しのほうをしっくれんかと、したほうがいいよというご意見もありまして、その方向で今年も検討しておりますので、色んな形を変えた形でも住民の方々へのそういった支援というのはしていかなければなりませんので、今ここでするしないは明言しませんけれども、方向性としては、その方向性でいくべきかなということは考えているところでございます。

## 6 番（上之園健三議員）

是非するという方向で明言していただきたいところもあるんですけども、1つですね参考までに、全国の事例からちょっとありましたので紹介しておきますが、石川県の輪島市が、地元住民のガソリン代支援策、及び観光客の誘致対策として、1リットル当たり30円を補助しているという記事がございましたので紹介しておきます。

では最後に、こうした燃油等の物価高騰に関するものは、ボクシングで言うところのボディブローでありまして、徐々にじわじわと効いてくるものでございます。分からないうちに家計費が増えている、分からないうちに経営が危なくなってきているというのがね、こういう物価高騰の一番痛いところだろうというふうに思いますので、先ほど町長、国・県の対策を見極めてるという話をされましたけれども、会議、或いはあらゆる組織を通した中でも、県・国にこの要望をしていただきたいこともお願いをしたいと思っておりますけれども、それに加えて、町の町民の生活を守るために国の対策に加えて、自治体もその対策を打つ時代になってきているんだということをご理解をいただきたいと思えます。

本年度の一般会計も76億という大きな予算になってきておりますけれども、何とか財源を駆使して、今答弁いただいたような前向きな方向で、小さな町だからこそ出来る支援というのが必ずあるはずですので今後に期待しておきたいと思えますが、是非ですね、何かの支援策を見つけていただきたいという事をお願いを申し上げて私の質問を終わりますが、何かございますか。

## 町長（石畑博君）

今おっしゃられましたとおり、やはり農家の方、漁業者の方、林業の方、商工業の方々、非常にこの消費低迷の中で収入減による色んな支障が出てきているところでもあります。そういった中では、やはり町としては町民を助けるという意味では、その基本的な部分はきっちりしていきたいというふうに思いますので、今おっしゃいましたとおり、町の財政等についても、今のところ何とか回っておりますけれども、将来的な医師会病院の件とか色んなことも出てまいりますので、まずは、出来ることをして行って、町民の皆さん方に有り難いと言っただけのように、そういった形の取り組みをしていきたいと思えますので、色々またご提言等もいただければ有り難いと思えますので、引き続き、ご理解を賜りたいと思えます。以上でございます。

## 議長（松元勇治議員）

次に、後藤道子議員の発言を許します。

[ 1 番 後藤 道子 議員 登壇 ]

## 1 番（後藤道子議員）

令和5年度の上半期が終わろうとしています。町長の令和5年度の施政方針の中で、本年度は、南大隅町高齢者福祉計画第9期、介護保険事業計画の策定年度に当たるため町民ニーズを反映した計画を進めるとのことでした。

また、南大隅町第2次総合振興計画も令和6年度で終了となります。振興計画の第

2章に、思いやりのある健康医療福祉の町づくりがあります。その3節は、高齢者福祉です。団塊の世代が75歳以上になる2025年問題や、人生100年時代と言われる今、高齢者が住みなれた地域で暮らし続けることができるようにするためには、在宅福祉サービスの充実が必要と考えます。

そこで、今回私は、高齢者福祉について質問いたします。高齢化率の高い我が町は、介護認定者も多いのではないかと思います。①項目、現在の介護認定者数を伺います。②項目に、地域包括支援センターの体制について伺います。③項目は、人口減少による働き手不足が問題になっている現状において、地域の福祉の担い手育成について伺います。

次に、8月7日からの台風6号接近により避難所が開設され、早めの避難の呼びかけに応じることの出来ない高齢者もいたようです。そこで、④項目は、台風時の高齢者の支援対策について伺います。⑤項目は、生活支援型ホームヘルプサービス事業の具体的な事業内容を伺います。以上、1問5項について質問いたします。これで、壇上からの質問を終わります。

[ 町長 石畑 博 君 登壇 ]

#### 町長（石畑博君）

後藤道子議員の第1問、高齢者福祉についての第①項、現在の要介護認定者数を伺うのご質問でございます。

本町の要介護認定者数は、7月現在、512人で、内訳は、要介護1が137人、要介護2が95人、要介護3が78人、要介護4が118人、要介護5が84人となっております。また、要支援認定者数は、183人で、内訳は、要支援1が98人、要支援2が85人となっております。

#### 1 番（後藤道子議員）

ただいま答弁いただいたこの数は、第1号の被保険者だけでしょうか。それとも、第2号の被保険者数も含まれているのか伺います。

#### 町長（石畑博君）

詳細は、担当課長に説明させます。

#### 介護福祉課長（中之浦伸一君）

今、町長が答弁したのが総数でございます。含んでおります。

#### 1 番（後藤道子議員）

9月1日現在で、第1号被保険者数は3,181人となっていると調べております。この中で、在宅の医療介護の連携の件で、訪問診療の患者数は、令和2年度は892件でした。令和3年度は932件で、訪問介護ヘルパーですね、これは令和2年度が20,816件、令和3年度が21,698件となっております。令和4年度は私の手元に情報はないのですが、今後増加していくのではないかと考えますが、その辺りを答弁願います。

#### 介護福祉課長（中之浦伸一君）

サービスの種類は、どのような方がどのようなサービスを望まれるかという部分、

それから介護度の状態とか、それによって若干のこの変化はあると思うんですけども、要介護と要支援の認定を受けた方、先ほど町長が答弁をした数字ですけども、これを過去5年間で見ますと、減少をしております。

ただ、これは当然、総人口も減少しておりますし、65歳以上の人口も減少している中で介護の認定を受けた方、要支援も含めてですけど、減少しているという、ここは比例しているという状況かと思えます。

その中で、認定を受けた方を65歳以上の人口の占める割合というふうに見てみますと、概ね横ばい、大体21%前後が認定を受けているという状況でございます。申し上げましたとおり、その中で在宅サービスだったり、施設のサービスだったりというところは、なかなか施設のほうは定数もあったりとかする中でほぼ横ばいかと思いますので、それ以外の方については、必要なサービスを受けられるということであろうかというふうに思います。

### 議長（松元勇治議員）

午前中ここまでにします。休憩します。

|         |
|---------|
| 12 : 01 |
| ～       |
| 13 : 00 |

### 議長（松元勇治議員）

午後の部を再開します。

### 1番（後藤道子議員）

先ほどの答弁の中で、認定数は5カ年度一応平均で横ばいというような答弁でしたが、今後は、認定を受けていない高齢者も支援を必要とする場合が多く出てくるように感じておりますので、次②項目の地域包括支援センターの体制について伺いたいと思います。

[ 町長 石畑 博 君 登壇 ]

### 町長（石畑博君）

次に後藤議員の第1問第②項、地域包括支援センターの体制について伺うとのご質問でございます。

南大隅町地域包括支援センターは、介護保険法に基づき、町が設置主体となり、介護予防ケアマネジメント業務や総合相談支援事業等他、幅広い業務を実施いたしております。現在の体制は、介護福祉課長をセンター長とし、計8名で業務にあたっております。

### 1番（後藤道子議員）

今、地域包括支援センターの体制は8名でやってらっしゃるということですが、事業内容としては、高齢者の総合相談だったり、介護予防のケアマネジメント、権利擁護の業務、包括的継続的ケアマネジメント業務、認知症施策の推進など、幅広い分野でこの包括支援センターは行われるというふうに謳っております。

今現在、包括支援センターでケアをされている中で、問題となっていることというのではないのでしょうか。

今、地域包括支援センターの方々が色々な業務を抱えてらっしゃると思いますけど、その進み具合、進行具合というのは、普通に町民の皆さんから遅いとか、そういう形のクレーム等は来てないですか。

#### 町長（石畑博君）

詳細は、介護福祉課長に答弁させます。

#### 介護福祉課長（中之浦伸一君）

包括支援センターの私はセンター長もしておりますけれども、基本的には、特にトラブルとかそういうのは聞いてはおりません。

ただ、基本的には、介護保険であるとか、福祉につきましても施策事業は数々ある中でそれぞれ定義が決まっておりますので、その範囲内で使えるサービスをということで、それぞれ職員が対応をしているところでございます。

その中で、場合によっては、若干判断が遅れることもあろうかと思っておりますけれども、それはちょっと難しい案件とか、どの制度にも合致しない場合とか、そういう場合には、周りの人間で協議をしたり、必要があれば社会福祉協議会の意見を求めたりとか、そういうことをしながら方向性を見出しておりますので、そういう場合には、場合によっては時間をいただいていることもあろうかとは思っています。

#### 1 番（後藤道子議員）

地域包括支援センターのケアシステムっていうのは高齢者が可能な限り、住みなれた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保されるためのセンターというふうに思っております。この中で、私が、実際町民の方からも伺った例の中で、一応支援的な部分で、要支援と、要介護等とはまた違いますよね。包括支援ができるのは、要支援の部分で、要介護になったら、居宅のほうに変わるわけですよ。その変わる際に、認定はまた、認定の見直しがあったりとかするんですが、そこが、非常に時間がかかるっていうようなことを、町民の方から言われるんですが、なぜそこで時間がかかるのでしょうか。

#### 介護福祉課長（中之浦伸一君）

まず認定の作業はもう御存じだと思いますけれども、もう、ケアマネジャーが、ほか調査員が調査をして、審査会にかけて、専門の皆さんの合意のもとで、介護度の認定、それはもう当然変更の場合でもそうです。そういう場合には当然もう即答、なかなか簡単に高齢者の方個人の認定を1人で判断しているわけではございませんので、そこにはそれ相応の時間をいただいているものと感じております。

#### 1 番（後藤道子議員）

今いろんな物事には決まりがありまして、それに沿ってやっていると、そういう、長い時間かかるっていうのも承知をしております。しかしながら、その支援を受ける側としては、1日も早くその支援をやってほしい、また家族の者もそういうのを願っているわけです。その状態の中で、待ってる間の期間っていうのの対応という

のは、包括支援センターでは考えられないのでしょうか。

### 介護福祉課長（中之浦伸一君）

お時間をいただくことについては、何とかもっと早くできる方策があればいいんですけれども、そこにつきましてはまた、帰りましてから、担当者とも話をしてみたいと思います。見直す点があれば見直していきます。ただ、それでも時間がかかる場合もございます。それにつきましては、今議員がおっしゃるのは、ほかに、取りあえず、取りあえずこのサービスをと、そういう意味でよろしいのでしょうか。そこにつきましても、ニーズをちょっと聞き取りをして、その中で対応できる、また、使っていただくその時点で、認定とかがなくても使っていただける町単独の事業等もございますので、その辺はまた話を、ご家族の方ご本人さんとも、話をしながら当然も個別の対応になりますけれども、対応していきたいというふうに思います。

#### 1 番（後藤道子議員）

センターの役割ってというのは、地域包括ケアの体制づくりの中核的な機関として重要な役割を担っているというふうに考えております。今私が言ったように、介護を必要としてる人はもう、すぐにでも対応してほしいというのが、切実な願いですので、その辺りを行政として、何らかの対応で、すぐそこの介護認定の下りるまでのですね、介護のケアそこを支援する必要性を感じてますので、そこあたりはまた、センターのほうで話し合いをして、やっていただきたいというふうに考えます。

壇上の質問の中でも述べましたが、2025年問題、人生100年時代と言われる状況の中で、今の、包括支援センターの8名でされてるということですが、今後この8名の体制のままで支援が可能なのか、人員を増やさないといけないのではないかと、ちょっと私は感じてるんですがその辺りはどうお考えでしょうか。

### 介護福祉課長（中之浦伸一君）

現在8名、そのうち1人は私でございますので、実務的な部分については実質7名、そのうち、ケアマネジメントができるケアマネジャーは5名の体制で今やっております。当然忙しい中で、協力し合いながら、工夫をしながらやっているとござります。人事的なことにもなりますので、ちょっと答えにくい部分もありますけれども、当然スタッフは多いにこしたことはないですけれども、今のところは現スタッフで頑張ってもらっているという状況でございます。

#### 1 番（後藤道子議員）

今、体制は7名ということで頑張っていらっしゃることなので、その頑張りの先には、支援を受ける側の人たちがいるということをも十分理解をされて、今後も体制づくりはやっていただきたいというふうに考えます。

では次に、③項目の地域福祉の担い手育成について伺います。

[ 町長 石畑 博 君 登壇 ]

### 町長（石畑博君）

次に後藤議員の第1問第③項、地域福祉の担い手育成について伺うとのご質問でございます。地域福祉につきましては、行政サービスはもとより、事業所、自治会、

民生児童委員、地区社協と、多くの方々に、様々な立場で支えていただいております。町では、介護職員初任者研修受講料の助成や、認知症サポーター養成講座の開催など、担い手の確保、育成に取り組んでいるところでございます。地域福祉の充実には、担い手の確保、育成が不可欠でございますので、今後も関係団体との連携を深め、的確にニーズを把握し、取り組んでまいります。

### 1 番（後藤道子議員）

この質問は、令和4年度6月の一般質問でも私はやっておりまして、福祉の担い手の育成をどのようにされるのかと伺いました。6月の答弁は地域における福祉活動を担う人材を育成するため、地域住民や児童生徒などを対象とした福祉出前講座や研修会の開催のほか、ボランティアの育成や認知症サポーターの養成を図るというふうに答弁をされました。社協が推進している地区社協の活動を通して地域ボランティアリーダーの育成も推進していくというふうに答弁をされました。この件に対して、現在までどのようなことをされたか伺います。

### 介護福祉課長（中之浦伸一君）

今、町長答弁にもありましたとおり、初任者研修の受講料の助成、それから、認知症サポーター養成講座等は続けてきているところでございます。

あと、地域福祉の充実というのが、要はその地域での、お仕事じゃない地域でのボランティアだったりとか、担い手の部分になりますけれども、それにつきましては、それぞれの施策の中で、例えば自治会であれば、自治会のコミュニティーを醸成していく。そういう活動が、地域福祉の担い手の育成にもつながっていくのではと、いう考えもあるところでございます。また、今、辺塚東と栗之脇でも、月に1回えにし広がれプロジェクトの中で、会議をしております、その中でも会議を重ねるということで、話し合うということで、意識の醸成につながっていくのではというふうに考えているところでございます。

### 1 番（後藤道子議員）

社協が推進していらっしゃるんですけど、この地区社協は、なかなか進んでいないような気がするんですが、辺塚地区で最初に地区社協を最初にやられたと思うんですけど、その後、この地区社協というのは広がっていったらいいですか。先ほどの答弁で、えにし広がれ新規のプロジェクトも、地区社協の中身と重なる部分もあると思うんですけど、そのほかに、地区社協として活動されている団体ありますか。

### 介護福祉課長（中之浦伸一君）

まず地区社協ですけれども、川北、川南、それからごめんなさい手元にちょっと資料がないんですけども佐多地区、伊座敷のあの辺以外はあると承知しております。ただ、毎月活動してるかどうか、そういうところは、出来てない部分もあるかもしれません。すいません手元に資料がなくてこういう答弁になってしまいます。

### 1 番（後藤道子議員）

この地区社協の活動っていうのは非常に大事な役割を担っているというふうに思っていますので、今後ももう少し力を入れた形なので、推進していただきたいとい

うふうに考えます。それと6月の一般質問の中で、福祉の出前講座をやられてたつていうふうな答弁だったんですけど、本年度はそのようなことはされていないんですか。

#### 介護福祉課長（中之浦伸一君）

今年度につきましては、今のところを計画しておりません。先ほど申し上げましたように、今は栗之脇と、辺塚東の自治会のご協力で、まずはモデル自治会を作ろうということで今年度、ここまでのところは、取り組んでいるところでございます。

#### 1 番（後藤道子議員）

この地域の福祉の担い手ってというのは、今後今担ってらっしゃる方々も高齢化が進んでおるといふふうに考えております。また、若い世代に、福祉の重要性、皆さんで、それを若い方が担っていただくということには、先ほど申します出前講座ですね、福祉の出前講座というのは非常に重要なものではないかというふうに考えます。小学校中学校もですが、私としては南大隅高校への出前講座をするというのは非常に重要なことではないかというふうに考えているのですが、今後計画するという可能性は考えられませんか。

#### 介護福祉課長（中之浦伸一君）

次代を担う、特に議員おっしゃる高校生に対して、そういう福祉に関する勉強をしていただくというのは非常に重要なことだと思いますので、相手もありますので今後また協議をして可能であれば、開催できればというふうに思います。

#### 1 番（後藤道子議員）

非常に高校生は、若くて今後を担っていただける存在になろうと思いますので、ぜひそこは進めていただきたいというふうに考えます。

では次に④項目の台風時の高齢者等支援対策について、答弁をお願いします。

[ 町長 石畑 博 君 登壇 ]

#### 町長（石畑博君）

次に後藤議員の第1問第④項、台風時の高齢者の支援体制について何うのご質問でございます。台風接近時に支援の必要がある高齢者に対しましては、状況を確認し、必要があれば、老人福祉センターへ避難していただいております。また、避難所である老人福祉センターでは、地域包括支援センター職員、役場保健師、社協職員等が待機し、避難者の見守りを行っております。

#### 1 番（後藤道子議員）

地震や台風などの自然災害や大規模災害時の要配慮者の避難については、福祉施設の利用や福祉避難所の開設などの体制は整えてあるというふうに今の答弁で分かりましたが、避難行動要支援者名簿というのが準備されているというふうに思うんですが、この避難行動要支援者という方は、介護認定を受けた方のみの支援者ということになるんでしょうか。どういう方が名簿に載っているんでしょうか。

## 介護福祉課長（中之浦伸一君）

避難行動要支援者避難支援個別計画というのがございます。当然、個人個人の情報が記録されているものでございます。基本的には、災害発生時、またその可能性がある時に、この方がどういう行動を取られるかという、ご家族が近くにいればそこにいますよと、ご家族の連絡先とかそういうことが書いてございます。

対象といたしましては、全てが介護認定を受けた人、イコールではないと思います。それ以外でも独居で、例えば、障害をお持ちでお1人での避難・移動にちょっと問題があって移動の支援が必要とか、そういう方々もこの計画の中には入っていらっしゃるというふうに承知しております。

### 1 番（後藤道子議員）

今の答弁の中では、身障者の方だったりとかというのはあらかじめ自力では難しいというのは分かっているんですが、たまたまそれまでは自分で色んなことが出来ていた人が、ケガだったりとか急な病気とかで介護の認定も受けていない、高齢者だけの世帯だったりとか、そういう方がもし避難をしてくださいと言われた時に、自力で避難が出来ない、家族もちょっと厳しい状況にあるという場合は、この時はどのような支援体制を取られるのでしょうか。

## 介護福祉課長（中之浦伸一君）

今、議員がおっしゃったとおり、例えば、高齢者の方とか、状況がその時の状況でたまたま同居の家族がいらっしゃらない時とか、たまたま疾病を抱えてらっしゃってとか、そういう場合もあるかと思えます。

特に、その災害とかその避難ということにつきましては、例えば、個別計画がないからどうこうとかいうことは一切ございませんので、とにかく包括支援センターのほうにまずは連絡をいただければ、可能な限りの対応は出来ます。

### 1 番（後藤道子議員）

では、そのような時の対応というのは、全て包括支援センターが担うということで理解してよろしいでしょうか。

## 介護福祉課長（中之浦伸一君）

基本的には、当然、包括支援センターが中心になって段取りとか手配をいたします。ただ、大規模災害とかそういう場合、当然人手も足りなくなりますので、他にも介護福祉課には職員もおります。役場には他の課の職員の加勢ももらえるとありますし、また社会福祉協議会のほうも手助けをしてくれるというふうに理解していただければと思います。

### 1 番（後藤道子議員）

この台風時の場合に、もし自力で困難な方が短期のショートステイだったりとかそういうのをやりたいと、預けたいという方がいらっしゃった場合に、その介護の認定を受けてなかったりとかという人は無理なことですよね。今の状況ではそういうふうにするんですが、やはり先ほど言いましたとおり、突発的な事故だったりとか、病気のせいでそういう方も今後はいらっしゃるというふうに思うんですよ。その為にはやっぱり台風時が一番だと思うんですが、近隣地の施設との災害時の協

定というのは結んでいらっしゃるのかどうかというのをちょっとお聞きしたいんですが。

### 介護福祉課長（中之浦伸一君）

町内にある社会福祉施設と協定を平成29年度に締結しております。避難所の提供が3法人。ただ、これは大規模な災害の時。福祉センターでは足りないよとそういう場合になろうかと思いますが3法人。それから、他の3法人と人手が足りないとき。例えば、福祉に関する資格を持った方々の手助けが欲しいという場合には、支援をしていただけるという協定を3法人、合計6法人と締結しております。

#### 1 番（後藤道子議員）

平成29年度に協定を結ばれたということですが、今までの間、協定を利用して支援を受けたということがありますか。

### 介護福祉課長（中之浦伸一君）

今のところ、ここまではないというふうに承知しております。

#### 1 番（後藤道子議員）

先ほどから申してるとおり、急に支援が必要な方々がそういう施設のほうが安心で、台風時とか迎えられるというのもあるというふうに思いますので、今後は、その辺りも含めた形の協定の内容の中身にそういうのも追加していただければ、大変高齢者としては家族の者も助かるというふうに考えますので、今後検討していただきたいというふうに考えます。次に、⑤項目、生活支援型ホームヘルプサービス事業の具体的な事業内容を伺います。

## [ 町長 石畑 博 君 登壇 ]

### 町長（石畑博君）

次に後藤議員の第1問第⑤項、生活支援型ホームヘルプサービス事業の具体的な事業内容を伺うとのご質問でございます。生活支援型ホームヘルプサービスは、要介護認定調査の結果、非該当と認定された高齢者等を対象とする生活支援事業で、具体的には、食材の買物、掃除、洗濯、在宅での日常生活を維持するために必要な支援を行っております。

#### 1 番（後藤道子議員）

この事業の支援をされてるのはどちらのほうでされてるんでしょうか。

### 町長（石畑博君）

詳細は、担当課長に説明させます。

### 介護福祉課長（中之浦伸一君）

事業所をとということでよろしいですね。はい。町の社会福祉協議会、それから、さくらじまコアラさんです。それから登録としてはシルバー人材センターということになります。

### 1 番（後藤道子議員）

先ほどの要介護認定の人数とかも答弁の中であったんですが、65歳以上の高齢者の人数の割には、要介護、要支援受けてらっしゃる方は大体2割ぐらいの方がされて、その他は元気な高齢者というふうに思っております。その中でも、年齢がやはり85歳以上90を超えるというふうになると、自力ではなかなか生活の面で不自由な点が出てくるというふうに考えるので、このホームヘルプサービス事業というのは、今後ですね、うちの町は元気なお年寄りが多いので、非常に重要な事業だというふうに考えております。この事業をお願いするにあたって、この事業を受ける為には、高齢者がどこに相談をするとこの支援が受けられるのか、その辺りをご説明ください。

### 介護福祉課長（中之浦伸一君）

基本的には、包括支援センターに相談をいただければ対応できます。また、その他にも社協だったりとか、老人福祉施設等にもケアマネージャーがいらっしやったりしますので、そういう方々に相談をいただければ、おのずと包括支援センター、介護福祉課のほうに情報回ってきますので対応できると思います。

### 1 番（後藤道子議員）

このサービスというのは定期的なサービスではなく、短期のサービスとかそういうのも出来るというふうな理解でよろしいでしょうか。

### 介護福祉課長（中之浦伸一君）

基本的には、週1回とか週2回とか、例えば、週1回掃除をお願いしたいとか、そういう感じのオーダーに応じていく形の制度ですけれども、例えば、先ほどからある疾病の時があるときだけとか、そういう部分には可能な限り対応をしていきたいとは思っておりますので、まずは相談をいただければと思います。

### 1 番（後藤道子議員）

先ほども質問いたしました、介護認定を受ける際に、その認定がまだ定まらないうちのそういう支援的なのは、この生活支援型のホームヘルプサービス事業というのを使うということは可能なのでしょうか。

### 介護福祉課長（中之浦伸一君）

まだ認定がされていない、申請をしたけれども調査をしたけれども認定をされていない方というの、条件としましては、介護認定をまだ受けていない方というのは一緒ですので、対応をできるというふうに承知しております。

### 1 番（後藤道子議員）

関連でもう一つ、認定は要支援を受けてるんですが、それから変更をかける間というのは、この生活支援型のホームヘルプサービスは使えないということに理解してよろしいですか。

### 介護福祉課長（中之浦伸一君）

基本的には、例えば、介護度の1の方が2になる変更の作業中というのは基本的に

は1ですので、2に変わるまでは1ですので、介護度1の範囲内でのサービス提供というふうになろうか思います。

要支援から要介護に移る場合でも、新たな認定がされるまではその従前の認定の度合いによるサービス提供ということで承知しております。

基本的には、非該当の方の町単独事業ですので、これについては、認定の度合いに関わらず、持っている方の方は、このサービス以外の介護保険の事業の中のサービスを使っただけということになります。

### 1 番（後藤道子議員）

はい、理解できました。総合振興計画の中に高齢者福祉の充実があります。政策の基本方針で、介護の必要な高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるために必要な介護サービスの計画的な提供に努めるとともに、持続可能な制度運営を目指すとありますが、現在、十分な支援が提供されているというふうに考えていらっしゃいますか。

### 介護福祉課長（中之浦伸一君）

十分かと言われると、何て言いますかね、ポジティブに考えると、まだまだ出来ることはあるべきでありますので、十分であるというふうな答えは出来ないと個人的には考えております。

また、今後もしもできることがあればまた協議をして、より良い制度になるように努力はしてまいりたいと思います。ただ、それぞれ制度がございまして、制度の中で対象者というのが決まっておりますので、どういう制度設計であれ全体を対象としていない事業がほとんどですので、当然その中に合致しない、条件的に合致しない方がいらっしゃる、それはどの制度でも一緒ですので、その辺を制度で埋まらない部分を包括支援センター、介護福祉課、社会福祉協議会、そこら辺りで協議をしながら何とか埋めていくというのが状況でございますし、今後もその部分はそうであろうというふうに思います。

### 1 番（後藤道子議員）

今、課長がおっしゃったとおりです。事業にどうしてもはまらないそういう方々というのが多いというふうに思っております。行政的にちゃんとその事業内容がありますので、それを超えてというのは難しいのかもしれませんが、一番困ってるのはそういう方々だと思っておりますので、今後、包括支援センター、社協、介護福祉課など踏まえた形の中で精一杯努力をして、町民に喜んでいただける福祉を目指してほしいというふうに考えております。頑張してほしい、頑張してほしいと思うんですが、頑張り過ぎないように頑張してほしいです。

最後に、今後ですね、ヘルパーの人材の高齢化だったり、人員不足なども今後出てくるというふうに考えております。問題等もたくさんこの福祉の分野ではあると思います。高齢化の町だからこそ高齢者に寄り添う町づくり、町長も施政方針の中で、町民に喜んでいただける町づくりのために町民目線を優先し、創意工夫しながら町民の皆さまに理解され、信頼される町政を目指していく考えと述べられております。私も議員ですが、職員の皆さまも我が事と問題を捉えて事業計画をするべきと考えますが、町長の考えをお聞きして、私の一般質問を終わりたいと思います。

## 町長（石畑博君）

色々議論をいただきまして、色々アドバイス等もいただき大変ありがとうございます。高齢化が進むにつれまして、特に、今ヘルパーとして活動をされてる方々の年齢が70歳前の方々もいらっしゃるしまして、よく社協のヘルパーの方等もいらっしゃるんですけど、話を聞きますと、今日までは介護支援、明日から介護を受けるかもしれないというそういった年齢層の方々が非常に多い中でございます。

昨年、上之園議員からもご質問があったように、今の介護のヘルパーの部分にいわゆるまだ若年層の方々が従事されるにはどうしたらいいかということをご常日頃考えてはいるところではあります。

この前新聞にも大きく報道もされておりましたが、ヘルパーの職員の方々が今の現行のこの制度の中では、ヘルパーの資格をお持ちであってもその業務についていられないという方が非常に多くて、原因に考えますと、その原因は、やはりこの処遇待遇の面が非常に大きいという部分がそれも書いてございました。

じゃどうすればいいかと言いますと、例えば、午前中一人、午後一人1時間ありますと、午前1時間分のヘルパーの手当をいただいた後に、その間にまた時間があつた上に、次の介護をされるところに行くのに、その時間こういった部分にも全然費用負担が全然今ありませんので、やはりそこをクリアしていかないと、この話は答えが出ないところであります。じゃどうすればいいかと言いますと、やはりこの1訪問で確か1,300円だと思うんですけど、それを1日2時間しても2,600円ですね。そうすると、何がしかまた仕事がある人でないとヘルパー業務というのはなかなか就いていただけないんですね。社協でのヘルパーの方々の声を聞いたところでは、やはりこの1日当たりの費用としてのやはりそういった保障というか、それに値する業務がヘルパー業務以外に追随していかないと、これじゃもう今いらっしゃる方々が、もう後釜は見ひげやならんということもお話も重々聞いております。

そういったことから、今社協のほうでもヘルパー業務の合間に、例えば、独居老人の高齢者の方々を回ったりとか、色んな形で午前中もしくは午後の半日等の日額の費用補償をしていくことを検討していかないと、今のままではヘルパー業務に就いていくのはもうまずいなくなっちゃいますので、そのことを今内々での検討としては取組みをしておりますので、どういった方向にその支援の部分がいけるかは分かりませんが、どうしたら就いていただくかというそういった部分も含めて今後検討していき、早い段取りをしないとなくなっちゃったら代わりの方がいないもんですから、もう重要な事として今社協の事務局が取り組んでおりますので、そういった方向性であることをご理解を賜りたいというふうに思います。以上でございます。

## 議長（松元勇治議員）

次に、森田重義議員の発言を許します。

[ 2番 森田 重義 議員 登壇 ]

### 2番（森田重義議員）

先月、8月8、9で、台風6号で災害被害に遭われた、まずは町民の方々に心よりお見舞い申し上げます。

今回の台風6号に関しましても、前回より私のほうから危機管理体制というこ

とで、以前からご提言、町のほうには、執行部のほうには、ご提言させていただいておりますが、今回の台風に関しましては、観測史上降水量が1日364.5ミリという観測史上1位の、降水量を記録した、また、各所で多発的に災害が発生したという、人災こそなかったことに、安堵はございますが、今後もこの災害というものは起こりうるということを感じまして、また今回、一般質問で討論したいかと思っております。

一般質問に入る前に、神山分団消防団分団長といたしまして、一つお詫びをさせていただきます。2問目目のほうに、町の財産ということを書いておりますが、町の財産でもございます消防車両、自動車ポンプ車両、災害対応ではございますが、諏訪地区の冠水対応のときに、神山分団の消防車両が水没事故を起こしましたこと、心よりお詫び申し上げます。今回、この指揮に当たりまして、私のほうが、日頃から団員にも注意をするようにと促しておりましたが、午前中からの各議員のご質問の中のご答弁の中にも人員不足という言葉が、総務課長のほうからもございましたが、前回より、私のほうからも提言されている消防団の人員、そういうものにつきましても、今後改めて、また、協議していければと思ひまして、本日、2問5項の一般質問をさせていただきます。

1問目、台風6号による警戒体制と災害対応についてお伺いします。

①項、初動体制は万全であったのか、お伺いします。このことは、以前の台風を教訓に、今回の初動体制が整っていたのか、ご答弁お願いします。

②項目、警戒体制と、災害発生時の指揮対応を伺いたします。先ほど来言いますように、人員不足、情報収集、発信等の仕方等も、討論いただいておりますが、その点についても一度ご答弁お願いいたします。

③項、災害復旧対応についてお伺いいたします。この災害復旧にいたしましては、上之園議員のほうからも、災害対応、発生時の対応についてご答弁いただいておりますが、私からは、この災害対応をされた後の二次災害、二次災害防止に対する対策は万全に出来ていたのか、お伺いいたします。

④項目、今後の防災対策をお伺いいたします。

先ほど来言うように、昨年9月の台風14号でも、雄川、神山地区におきましては、氾濫水域を超えております。今回の8月の8日9日、日をまたいで9日の深夜でしたけども、そのときにも、1回目の判断水域を超える、水量となっております。9日の15時以降の、氾濫水域を超えて、冠水被害というものも起こっております。この直近の台風、大雨による災害発生確率がどんどん増しておりますので、それに対しての、執行部のお考えをお伺いいたします。

1問目は、町民の安全のみならず、町の安全に対して、質問です。

②項目に関しましては、町の信頼、こちらについて先ほど後藤議員からも、最後の、町長の指針にございましたとおり、信頼というお言葉が出ておりました。

2問目は、町の財産取得についてお伺いいたします。

①項目、住民等からの土地に関する寄附採納の基準についてお伺いいたします。以上、壇上からの質問とさせていただきます。

[ 町長 石畑 博 君 登壇 ]

町長（石畑博君）

森田重義議員の第1問、台風6号による警戒体制と災害対応についての第①項、

初動体制は万全であったのか伺うとのご質問でございます。

今回の台風6号については、速度がゆっくりした台風であったため、大雨が予想されたことから、8月7日に、自主避難所を、町内2か所に開設し、翌日、風雨が強くなる前に、高齢者等避難を発令し、町内17か所に避難所を開設し、早めの避難を呼びかけ、初動体制を構築したところでございます。

## 2番（森田重義議員）

今、町長のご答弁どおり、初動体制、高齢者避難指示を発令して避難所開設、そちらは例年になく早い対応をしていただけたかと思っております。町長の今ご答弁の中にも、台風6号、本当に非常に速度が遅く、我々消防団としても気象状況を見ながらだったんですけども、なかなかどういう経路被害が起こりうるかというものが、予測が本当につきづらい、今回の台風だったかと思えます。

先日、9月3日、本来なら、町の総合防災訓練予定の、日程で組まれておりました日にちに今回、単分団ではございますが、神山分団のほうは、今回の9月の反省点を元に、どのような今後対応すればいいのかということで、初動体制の見直しを考えておりました。

今、初動体制につきましては、評価するところでもございますが、先ほど後藤議員のほうからも、高齢者避難に関しましても、昨年来、社協のほうで支援者に関しましては、早急にお声かけをして、社会福祉協議会のほうに避難させているというのも、重々承知ではございます。

今回、なぜそこをもう一度お話をするかということ、①項目は初動でございますが、災害が発生しうる危険性を伴うときの対応ということで、タイムラインというものを、町としてはつくっていらっしゃるのか、それにあわせて6月の一般質問で、私のほうから避難所のお話をさせていただいた中で、一次避難所開設、場合によっては二次避難所開設というものを、ご答弁いただいたかと思うんですけども、今回その必要性が、出てきたと思ひましてご質問させていただくんですけども、先ほど、陳謝の上で壇上で神山分団の水没被害の事故状況ということで、タイムラインで経過報告をずっとつくらせてこれは総務課のほうにご提出はさせていただいているんですけどもこの中で改めて、我々単分団の消防団の方々が、活動を開始しているのは、8月5日、台風が接近が8日なんですけれども、3日前には一応初動体制で、詰所待機の確認を始めております。

本部からの避難所開設の指示を受けたのは、7日の夕方ですね、台風接近の前日にいただいているんですけども、消防団関連に関しましては、その2日前進路予想で、多分、8日午前中接近もしくは午後、それに合わせて詰所待機の準備を始めろという指示を出しております。

今回、こういう水没事故を発生させたというのは、本当に、如何ともし難いことなんですけども、消防団、各所との連携状態というものがどのようになっているのか、ご答弁いただけますでしょうか。どういう指示を出されているか。

## 町長（石畑博君）

今議員が申されましたように神山分団の取組事例も、おっしゃっていただきました。町としてのいろんな避難等の判断の際は、鹿児島地方気象台から全県、全市町村一斉に、そういった招集がありまして、Z o o mによりいろんな情報が来まして、それをもとに本部長である町長が判断して、いろんな連絡等を説明して

おります。その後の細かい対応については総務課長に答弁させます。

### 総務課長（熊之細等君）

今、町長も申しましたとおり県の情報を収集、確認しながら、避難のタイミング等も総合的に判断をしております。

今回も、7日に自主避難所ということで2か所設置しましたけれども、そこについても消防団長とも連携をとりながら、決定をして開設をしている状況でございます。

### 2番（森田重義議員）

今、判断基準は本部長である町長ということでご答弁いただきましたが、消防団に関しましては団長の判断ということでよろしかったでしょうかね。

### 総務課長（熊之細等君）

最終的には消防団については団長の判断ということで、お互い我々とも連携を取るということになろうかと思えます。

### 2番（森田重義議員）

私も消防団の分団長として本当に恥ずかしいことですが、団長からの指示というものが今回ないというのと、今回のこの資料をなぜ画面上で出さないかと申しますと、今回これは今度は消防の町幹部会でもう1回ご提示して消防団体制も見直さないといけないんじゃないかということをご提示させたいと思っているところでございます。

で、ちなみに参考としてですが、神山分団その気象庁の災害レベルが今回新たにとなっておりますので、そのレベルに合わせて、団員招集を今回決めております。台風接近をまず例に挙げますと、台風が接近見込まれるというレベル1からレベル2相当、そのときに、幹部、部長以上、当分団、5名所属しております。5名を詰所待機を始める、もしくは町からの避難所開設という指示が出たときには必ず招集という、一次招集ですね。で、これは神山が非常に重要に思っているのが、今回のこの河川のをからっている分団ということで、今度は河川の水位を北之口の観測の水位を注視しながらなんですけども、班長以上に関しましては、氾濫注意情報、北之口の橋の水位で申しますと4.2メートルそこを超す場合は、もう、班長以上4名いるんですが、その団員も招集。今回、最高6メートル33という氾濫域いきましたけども、北之口橋の観測で、氾濫危険情報発生されるのが4.8メートルその場合にはもう一般団員ももう全員招集という、レベルで言いますとこのレベル3相当には、分団の全団員を招集するということを、確認させていただいてます。なぜこれを申しますかという、諏訪地区の冠水被害を受けたとき、実際前日の1回目の氾濫域を超えたときに町長と雄川橋のところで、夜中零時過ぎでしたけどもお会いして、これは明日確実に冠水するとご報告をさせていただいたところでした。

実際、本来なら、分団としても、そこで招集をかけておくべきだったと、今になっての反省なんですけども、町長、そのときにお会いして氾濫域超えるというご対応を判断されたのか、どういうご判断をその時思われてたのか、もしよろしければご答弁願います。

## 町長（石畑博君）

日当たり雨量が異常降雨の状況でありまして、私も私なりにこれまでの経験から、国土交通省の雄川水位の情報は常時もうモニタをしておりました。

その中で、水位も 5.88 上がったりと、非常に異常な状態になりました。前日が、23 時 40 分が満潮でして、それから引き潮になって潮が下がりました。その明けの日は、午前 0 時 38 分が引き潮になってちょうど雨量のピークもあったりして、それからあと、川のほうで干潮の関係で引き潮には大きく傾いてきましたので、田代の雨の状況とか見たときに、私なりに、雄川橋、北之口橋、それから根占大橋、そしてまたこれまで経験上、冠水する場所は 1 通り見て回りまして状況を見たところで、次、氾濫の時間についてはまた詳細答弁しますが、方向性として今のような形で私のほうの動きとしてはしております。

## 2 番（森田重義議員）

なぜ町長にお聞きしたかと申しますと、町長もご経験上、防災担当も、消防担当もご経験、総務課長時にそういうご対応もされてったことも重々承知なんですけども、私も長年 30 年、消防団やっております、今回は冠水、腰まで来る諏訪地区の冠水と初めて経験したところでもあったんですが、なぜこれをご提示するかというと、我々経験値をもとに、余りにも安易に考えてしまったのかなということをご反省するところがございます。

いち町の首長の防災対策の研修心得等で、多分、お耳にしてるかと思うんですが、災害に対する空振りを恐れるなということ、聞いていらっしゃると思うんですが、今回に関しましては、前日の満潮時である程度予想出来ていたのを町長、私消防分団長、2 人して、安易に考えてしまったっていうのが、反省点と、私はとらえているんですが、そのためにも、以前、防災監という方を設置していたんですが、今後、防災監を配置するお考え等はないのかご答弁願えますか。

## 町長（石畑博君）

防災監につきましては、前任の方が 3 年間いらっしゃいました。その後消防署からのいわゆる O B の方がいらっしゃいましたけれども、今 1 年で退職を申出られたところです。急のこともありました。いずれにしても災害対応時の最終判断は首長となりますので、その判断は、気象庁が発表する公式な情報のもとにですね判断していきますので、判断責任者私になりますけれども、そういった対象でいらっしゃれば非常にありがたいのは重々承知しております。

ただ、今現在でも、職種、今、業務に来ていらっしゃる職種は違いますけども、前の消防署の消防長も建設課に在籍をしていらっしゃいますので、どうしても必要な部分ということに限っては、また、ご教示いただければということも考えておりながら、現段階では、必要ということも認識しますが、通常の業務としての職員の中で、対応が今出来てるところであります。

## 2 番（森田重義議員）

今まだ、お考えでないというご答弁をもとに、②項目に入りたいと思っておりますが、②項目の警戒体制と、

**議長（松元勇治議員）**

休憩します。

14:03

～

14:11

**議長（松元勇治議員）**

休憩前に引き続き再開します。

**2番（森田重義議員）**

はい、②項目移らさしていただきたいと思っておりますが、警戒体制と災害発生時の指揮対応についてお伺いいたします。

[ 町長 石畑 博 君 登壇 ]

**町長（石畑博君）**

次に、森田議員の第1問第②項、警戒体制と、災害発生時の指揮対応を伺うのご質問でございます。台風の停滞により、大雨が予想されたため、早めに災害警戒本部を設置し、情報収集に努め、9日に大雨による大規模な災害の発生も予想されたことから、災害対策本部に切替え、情報収集と、その都度入ってくる災害に対し、町民の安心安全を確保するための指揮対応を行ったところでございます。

**2番（森田重義議員）**

①項目の際に指揮対応は本部長である町長がなされているというご答弁もいただいておりますので、指揮対応は町長ということで、このまま引き続きご質問させていただきますが、その時の情報収集、先ほど、前回私の質問前にも情報収集等のお話他議員からも出てたと思うんですが、情報収集を集める部署というのは、設けていらっしゃるのか。LINEを活用、昨年4月からのLINE活用の災害報告19件、これ一はほぼ神山分担かと思われまして。昨年の9月の台風時に、それを活用するよう、命令と使い方を報告して、巡回等の時執行部のほうも、集約をするのに便利だろうと思ひまして、活用させていただいたのが昨年でした。

今回に関しましては、先ほど来言います通り、突発的かつ、多発の災害が起こっておりますので、そこまで情報をお送りするというのが、消防団のみならず、一般住民の方々も、LINE等では送ってくださるんですけども、なかなかそれを一つに集約して本部のほうに上げるという作業がなかなか出来なかったものですから、今現在その情報収集をどのように対応されているのかをご答弁願えますか。

**町長（石畑博君）**

詳細につきましては、総務課長に答弁させます。

**総務課長（熊之細等君）**

情報収集につきましては総務課内に消防担当ほかおりますので、その中で情報収集、もしくは、道路関係もでございますので建設課の職員も残している状況でござ

ございます。災害の状況によっては役場消防隊も役場内に待機させておりますので、場合によっては、1か所に集めて周知を行っていきとそれと、気象庁からの情報、県からの情報、それらの収集を行いながら、対応してたという状況でございます。

## 2番（森田重義議員）

では、情報収集を伺った際にまた、神山地区のお話になってしまいますが、冠水発生した際、必要な資機材というものが、今回、B & Gの防災倉庫それが有効に活用出来たのか、また、冠水発生時に必要な資機材を、対応に当たられる、本部団員もしくは神山分団そういうところに準備、提供出来たのかご答弁願います。

## 総務課長（熊之細等君）

今回防災倉庫が新しく出来まして雄川の付近に、防災倉庫があったんですけれどもその部分を全部移動しておったというような状況もございました。その中で、ジャケット等も、移動していた部分、で、雄川の冠水がある中でのその部分がうまく神山分団と連携出来なかったというのは今後の反省点でございます。現状としましては、神山分団からの連絡をいただいて、ジャケットを準備したというのが現状でございます。

## 2番（森田重義議員）

準備等は、私が消防団として当事者だったものですから、ご答弁本当につらいものかとは思いますが、以前、このB & G倉庫のお話があったときに、旧学校給食センター跡地にそれを設けられないかというものを、私消防団としての立場で、それ1回ご提示させていただいた経緯がございます。資機材に関しましても、ゴムボート今、車で牽引しないといけないような大きな大きなゴムボートというのも事前に把握しておりましたので、折り畳み可能なボートというものが、軽トラックに積めるっていう機材も把握しておりましたので、それに変えられないのかって言う事をご提案した経緯もございました。

なぜここを持ちますかという、実際災害が発生する近場にそういう資機材が無いと、いざ取りに行くっていう事が非常に困難だったというのを、今回経験させられました。

実際、ライフジャケットを30着、本部のほうに要請した時に今の本部の消防車庫のほうにあるのでそちらにということで、私のほうで取りに行かせてもらった経緯もございます。今後④項目につながるかと思うんですけども、今後の対策として、災害箇所の大体起こりうる箇所というものは把握出来てきたかと思えます。立神から先の土砂山腹崩壊土砂災害というものも、2年前の大雨時にも今現在、中之浦課長が建設課長時にも、湧き水対応というの、今後、同じように出てくるだろうということでご提言させていただいたとおり、今回の発生箇所というのは、予想しないところもございましたけども、ある程度想定される箇所というものが、災害発生箇所として挙げられております。

諏訪地区におきましては、川南地区にそういうボート、もしくはライフジャケットというものをこれは理想なんですけども、理想というか、ご提言なんですけども、諏訪神社前の駐車場、あそこの一角に、前の水防倉庫のサイズだったら十分置ける箇所があるかと思っておりますので、もし、これ④項目のお話だったんですけども、そこに設置できれば、消防団単体でも、そういうふう本部に準備頂く

前に早急に対応が出来るということもお見知りおきいただければと思っております。ではすいません。③項目移らさせていただきます。

[ 町長 石畑 博 君 登壇 ]

**町長（石畑博君）**

森田議員の第1問第③項、災害復旧対応について何うとのご質問でございます。長時間の大雨をもたらした台風6号により、町内において、国道や町道等で多数の被害箇所が確認されております。現在、国の災害復旧事業に向けて準備を進めているところでありますが、台風シーズンを迎えておりますので、被災箇所につきましても、二次災害が発生しないよう、関係機関と協議し、対策を実施していきたいと考えております。

**2番（森田重義議員）**

もう台風が発生、災害発生してからひと月以上経ちまして、ことにつきましては、建設課長、並びに町長等とも先日の全協のときにもお話をさせておりますので、十分理解はしてるんですけども、災害復旧、ライフラインを確保するという事は、本当に非常な、重要なことなんですけれども、今1番心配しているのは、これから台風シーズン等を見込まれる、9月10月、これに対しまして大きく災害が起こった箇所の二次災害が予想されるということで、国会議員の森山先生、県議の鶴田県議こちらの方々にも、国道に主要道と関するところに関しましては、二次災害防止の対策が出来ないかということで、先日も町長ともお話をしたばかりであります。あともう一つ、先ほど来から通行止め箇所の表示ということで、地域住民の方々への情報発信にしろ、町外からお越しになる方、お仕事でこられる方々、直前にならないと、通行止め箇所が分からないというのが結構ございました。

これに関しましても執行部のほうには、個別ではございましたが、要望は出していた箇所ではございますが、その後、対応は出来ていらっしゃるのか、あと、大きな災害か所についての二次災害防止の策というものがどういうものが考えられるのか、この二つご答弁いただけますか。

**町長（石畑博君）**

先ほどの防災倉庫の件ですが、あれについてはまた分団と協議しながらまた新たな方向を見出していきますので、ご理解いただきたいと思います。

今の③項目の、通行止めの対応とそれから、現被災を受けた箇所の二次被害対策につきましては、建設課長のほうに答弁させます。

**建設課長（中村喜寿君）**

二次災害が発生しないようにということでございますが、国道の269号線等の災害につきましては、地域振興局とも協議をしながら、大型土嚢の設置とか、そういったのについて協議を進めております。

あと、町道等につきましては、特に林道につきましては余りにも、被害が大きくて、人間がちょっと入っていけるような状況ではない部分がございますのでそちらにつきましては、今後、台風なんかの時にはまずは避難の呼びかけとか、そう

いったものでもう対応していくしかないかなというふうには考えておるところでございます。できる範囲内につきましては、通行止めのところも、今は大分少なくなっておりまして、特に、町道農道の通行止めにつきましては土木事業者の方々のご協力をいただきながら、できる可能などところにつきましては、もう通行止めを措置をとらないようにしているところでございます。

あと、迂回路の表示等につきましても、こちらのほうで気づいたところについては、すぐに対応できるように、職員一丸となってやっておるところでございます。

## 2番（森田重義議員）

ありがとうございます。二次災害防止につきましては、私にも、全箇所を二次災害予防ということをお願いするつもりもございませんし、先ほど来言います通り、主要道、停電復旧をする際に、269 主要道を、まず生かさないといけないというところで、今回は、主要道が災害が、結構大きいところがあったので、その箇所に関しまして、新たにまた、停電等の復旧の遅れを起こさないためにも、予防措置というものでお話をさせていただきました。

通行止めの迂回に関しまして、住民の利便性も考えますと、その箇所直前じゃなく、迂回路というところで、まず表示をいただくということが、近隣住民にしろそこに訪れた方にしろ、安全に離合できるのではないかと考えております。

1例で申しますと私も横別府のほう見に行った際に、これが、その迂回路表示が問題であるということではないとは思いますが、ツーリングと思われるバイクが、貯木場の前で事故をおこしておりましたので先に行きますと通行どめ箇所がありましたのでこれは臆測で物を申すのは本当にいかななものかと思いますが、多分迂回されて急いで別な道を探された可能性もありますので、できる限りそういう事故を防ぐためにもそういう迂回路表示というものは、事前に確保して、確認をして表示いただきたいと思います。

もう一つが災害時に消防団のほうも道路閉鎖を行っておりますが、やはり同じように、冠水箇所手前で通行止めを始めておりましたが、雄川に関しましては、雄川橋を渡る前にも迂回路としてそこを閉鎖するのが、理想だったかと思っております。これに関しまして、先ほど来私が、誰が指揮をとっているのかを、再三、追及させてもらっているのは、そのときの対応というのは消防の方々が現場で、もうここを通したら危ないだろうということで、対応を始めたという経緯もございますので、この1問目につきましては、そういう、教訓をもとに、改めて対策の方向性を改めていただきたいということを考えておりますので、それを踏まえて④項目をお願いします。

[ 町長 石畑 博 君 登壇 ]

## 町長（石畑博君）

森田議員の第1問第④項、今後の防災対策を伺うとのご質問でございますが、今回の台風により、雄川の水位が氾濫危険水位を超え、諏訪交差点付近で道路が冠水し、床下浸水が発生しております。今後も異常気象による大雨や台風も予想されますので、速やかに浸水想定区域に周知できる体制と、内水の排水対策について、実施している自治体の先進事例等を情報収集しながら、早急に対策を検討

していきたいと考えております。

## 2 番（森田重義議員）

今内水氾濫というお言葉をいただきましたので南日本新聞の8月30日の記事にこちらのほうに格安センサーで浸水被害を把握ということで、都城市が、国の実験開始ということで、記事が載っております。直近でございますが、現物を見たことはないんですが、この写真を見る限り道路標識等の下にそのセンサーを設置してるというものです。

今回、対応当たるにしても、そういう箇所にセンサーでもあれば、大体どのようなところが、浸水しているということで言い訳にはなりますが先ほどの神山分団の水没被害もそれで防げたのかなということをつくづく感じております。

冠水対応で先日、くみ上げポンプ等が出来ないのかという住民の方々等、町長ともこの間お話ししましたが、諏訪地区に関しましては、川よりも低いということで、吸い上げて川に放流するというのが、非常に困難という事も認識しておりますので、今後の対応といたしましては、私からの提案は、冠水はもう仕方がないということが今の現状です。

それを防止するために、止水パネルということでL字の、床下浸水等を防ぐ、パネル等がございますので、すいませんこれもこちらも、紙で申し訳ございませんが、このようなL字の止水パネル1メートル高ぐらいまでは、十分防げるところでもところでもございますし、消防団の道路閉鎖等を、人員を割くの考えても、これを置くことによって、道路閉鎖を作れるという利点もあろうかと思っております。

消防団のほうにこの間お話をしたときにも、我々はどういう対応をとればいいのかというお話を尋ねられました。そのときに、消防団は、まずは、その近隣住民の避難誘導、安全確保するのが、本来、役目だと、なんですけども、今回は冠水対応に追われてしまったという経緯もございましたのでどうしても早く、道路閉鎖をして近隣住民の避難誘導に当たりたいというのが、実際の意見です。

それをするためにはある程度予算をかけずに、安全かつ対応ができるもので、こういうものをいろいろ消防団とも協議しながら、また、対応に当たっていただければと願っておりますが、一番の最後のお願いをやっぱり指揮を取る首長が空振りでも恐れずに、早急な避難指示、避難対応、指揮を取れるようお願いいたします。

町長自ら、現場に出向かれるっていうのが1番の危険を、今後の対応される、指揮対応されるんでしたら、必ず自分は本部に残って指揮を全うして頂ければと思っておりますので宜しくお願いいたします。では次へお願いいたします。

[ 町長 石畑 博 君 登壇 ]

## 町長（石畑博君）

次に森田議員の第2問、町の財産取得についての第①項、住民等からの土地に関する寄附採納の基準について何うとのご質問でございますが、本町の寄附採納につきましては、金銭等に関するものでは、一般寄附、ふるさと納税寄附、指定寄附という分類ごとに、予算措置し、運用管理しております。

また、土地等の物件に関する寄附の申出については、公共性、有用性、将来的

に町民等に対する有益性を主眼に、様々な観点から検討し、受託に応じることとしております。現在のところ、寄附採納に関する受託基準はございません。

## 2番（森田重義議員）

今現在土地等の、寄附の申出等とか、件数、分かりましたら教え願えますでしょうか。

## 町長（石畑博君）

詳細の数値については総務課長に答弁させます。

## 総務課長（熊之細等君）

これまでの土地の寄附ですけれども総務課が、扱っている分については、5年前に遡ったところで行きますと、土地が1件となっているところでございます。

## 2番（森田重義議員）

これ土地は申出ですか。それとも採納された1件でしょうか。

## 総務課長（熊之細等君）

土地の寄附の申出がありまして採納したのが1件ということでございます。

## 2番（森田重義議員）

この土地の採納ということは、令和3年の11月の全協にて町長のほうから報告があった物件、その件と把握して宜しいでしょうか。

## 総務課長（熊之細等君）

総務課関係で受けてる部分については、令和2年に1件、通常土地の寄附ということで受けております。

## 2番（森田重義議員）

はい、すいません、私が今回この規定に関しまして一般質問させていただいたのは、町民からも総務課のほうに質問状がなされてたかと思うんですけれども、私も先ほど言った、令和3年の11月に町長のほうから報告で承ってた物件だと思っておりましたので、それとは別ということですかね。

ということは、今回令和3年の11月に報告あった分、採納はまだされていないということで宜しいでしょうか。

## 町長（石畑博君）

私が前回ご報告させていただいたのは、公衆用道路としての寄附でございます。通常一般的な道路の改良等にあるときの寄附のことでございます。土地としては、今総務課長が申し上げたのは、一般の雑種地を、それを寄附採納として受けた分がうちの区分の中で1件となりますので、そういった意味でございます。

## 2番（森田重義議員）

総務課が受けてる採納以外で、これは建設課もありますかね。

（「ほとんど建設課やっど」と町長の声）

ほとんど建設課。すいません建設課に飛んでしまいましたが、建設課のほうで、その土地の寄附というものは、今現在把握されていますでしょうか。分かればその件数というか、今の私をご質問した令和3年の11月の件に関しましては、もう建設課扱いということだと思えるんですが、それは承知でしょうか。

#### 町長（石畑博君）

通常道路改良するときに、もともと道路がないところに道路が出来てるところがあるんですよ。もともともう道路として供用されてるところは地権者の方々の、御好意でこうして、寄附採納ということをしてですね、公衆道路として、きっちり地目を明確にしていただいております。

今回の件についても公衆用道路としての、通常は本来買収ですけれども、それを寄附採納いただくという流れでございますので、今建設課のほうでの数値というのは、聞いてない。数値としてはもう相当数ありますので、今新たな道路改良等する段階ではその方法をとらせていただいております。

#### 2番（森田重義議員）

公衆用道路ということで前回のご報告の箇所につきましては、ご説明はそのときの報告で、私も賜っております。その後ろにもう1件ございますが、そちらは買収のお話等をされての、今、工事着工ということで認識で宜しいのか、それと、今回この工事に当たっての議会への報告は再度なぜされなかったのかご答弁願えますか。

#### 町長（石畑博君）

今の古殿加治町線の件ですよ。あそこにつきましては今現在相談中もありませんよ、道路をつくることには一応了解をいただいております。もうそれはいいですよということで。そして、今おっしゃいました古殿加治町線の道路については、令和3年の全協のときに説明しましたとおり、今回、寄附採納を受けた中で、次年度以降に工事着工しますということで、本年度の当初予算に、古殿加治町線計上はしておりますよ。

#### 2番（森田重義議員）

了解しました。こちらの公衆道路、なぜ私が今回の一般質問したかと申しますと、事前に私も、建設課と総務課のほうにこういうお話があるよう、やっぱ私も今のこの報告を受けていましたので、あるようだが、もう着工入っているのかというご質問をさせていただいたときのちょっとご答弁が後日しますと言った中でなかったもんですから、今回一般質問で出させていただいたんですけども、壇上で申し上げたとおり、信用をやはりいただくためと、失礼ながら今回の物件に関しましては町長選の時の事務所での活用というのもございますので、そういうところの不信感を与えないためにも追記説明と、今回のもし規程なり規約等を今後も、先ほど建設課のほうに関しましては、多数、寄附の申し入れがあるというお話も受けておりますので、定められたほうがよろしいんじゃないかなと思うま

して、ご提言させてもらっておりますが、そのお考えはあるのかないかご答弁いただけますか。

### 町長（石畑博君）

寄附採納の基準についてはこれまでも定めてないんですけれども、もうまずは基本的に、町がこういう公共用地として利用する必要性がある部分に限って、受けておりますので、それ一つです。それは面積の大小に問わず、そういった行為はあります。

その中で、通常あるのは5月1日の固定資産税の賦課期日になりますけれども、その時に、固定資産税の納付書が行きますと、よそにいらっしゃる方々が、町に寄贈すつと、よく私直接電話来るのがありますけれども、いや、それは町として必要がない部分はお受け出来ませんので、身内の方にお譲りくださいというようなそういったお話をしておりますので、今おっしゃっている土地については、本来は土地として寄附をいただきましたけれども、町が道路改良という部分はもうこれ、前の税所町長の頃からずっとありましたので、必要という部分について今回たまたま土地所有者の方から、第三者を通じましてそういったお話がありまして、町としては、改良計画にも入ってるからということでありましたら、ほかにもまだ大きな資産価値のある土地でしたけれども、それはもう、町としてであればもう買収費用もいりませんということでもございましたので、お受けして、今年度公衆用道路としての扱いで改良をして、あの部分が非常にこれまでも、道路としては、中から出る車がいると入る車は入れませんでしたので、特にそういった部分で、車の渋滞等もございましたので、そういった観点から、町民の多くのいろんなご意見もありましたので、今回、工事着工したところでございます。

### 2番（森田重義議員）

町の必要性ということで、今回の件に関しましては以前の報告でも、スクールバスの利用のためということも報告を受けておりますが、ま、実際先ほど税所町長の時からの計画っていうのも存じ上げております。しかし今少子高齢化、児童数も減ってきておまして、どうして今そこを広げないといけないのかっていうのも一つ疑問を持たれた町民の方々もいらっしゃいますので、その必要性というものをやはり、改めて説明するべきではなかったのかと思っております。

同じく先日、医師会立病院の右折道の補正の申請もございましたとおり、あの土地の前に関しましては、交通量の1番多いところでもございますし、事故の発生も多数私も確認しております。そうなりますと、右折道をお願いしないといけないんじゃないかということが1番になってこようかと思うんですが、そういうところに関しましての必要性も、十分考慮した上での着工と認識して宜しいのでしょうか。

### 町長（石畑博君）

町の中でございますので、中から出る車がいっても入れる状態であると、交通渋滞については緩和に方向だと思えます。

あの部分については、日常神山小への送迎の方とか非常に多い観点から、前々からもう言われておりましたので、必要という部分で、当初予算に上げていただいて、議会の中で工事の承認もいただいて、今回路線名を表示して発注したとこ

ろでございますので、今後まだ公安委員会との協議とか、そして、あと歩道等もでございますので、その部分は、今現在詰めているところでございます。

## 2番（森田重義議員）

学校側からしてみると、保護者のやはり、送り迎えというものは非常に危険だということも、学校長からも、お受けを今までもしてきておりました。

ちょうど統廃合によって小学校分が神山小学校に1つになる時のスクールバス運行という時に私もPTA会長並びに統合委員のほうで携わった時、そこを1番問題視しておりました。交通量を1番心配なんですけれども。

1番は保護者の方々には極力、スクールバス利用以外の児童は、乗り入れしないようにというものが1番前提だったんですけれども、そこまでも、一応そういうお話を、学校、教育委員会、そういうところでも、もう1回十分考えて頂きたいというところもございましてのお話です。

今回の一般質問では、町の財産の取得についてということで、その箇所だけに特化しているということは、本来あるべき質問ではないということも重々だったんですけれども、今後同じように、そういう利用価値を考えてしようと思われてる時に、そういう採納する決定というのは、町長ということで、よろしいんですかね。判断をされるというのは。

## 町長（石畑博君）

事務的な手続になりますので、例えば、今、塩入中線をしてますけれども、あそこは全く同じで、あそこは土地建物があつたんですけれどもそこが道路にかかりますけれどもそれ撤去をするのは町でしないと当然出来ないわけです。あそこについては、用地買収を行いました。それが通例ですので、その土地に関する建物上地物が、それが新たな再建築費の補償をしいち言えば、それをしないとイケないわけですね。そういった部分を考えますと、ご寄附いただいた方には本当にありがたいということで、今通常も建設課のほうでも、寄附採納の段取りはもう事務的な手法としてやっておりますので町長が判断するんじゃないくて、公衆用道路としての目的の道路取得については、通常の事務の範囲内ということで思っております。

## 2番（森田重義議員）

もう時間になりますので最後にさせていただきますが、公衆用道路の必要性ということと、町として予算がかからないようにというお話でしたが、今回の箇所につきましては、解体も入ってございます。税所町長、前町長のお話言われましたけれども直近の森田町長にお尋ねしたら、同じ、やはり申入れがあつたと、しかし、解体をする予算が絡むのでそれはお断りしたという事もお聞きしてのご質問でした。

今公衆道路ということの事務的な手続きという事も答弁いただきましたので、今後、そういう不信感、町民の方々からの不信感を招かない為にも、この寄附の採納の基準、規定、そういうものを十分設けられるべきではなかろうかと思っております。ましてや、先ほど来言いましたとおり、近い方からの、お申し出に関しましては十分配慮しながらご説明していただくことを、ご助言いたしまして私の質問とさせていただきます。最後に、町長。

町長（石畑博君）

ちょっと休憩をしてもらっていいですか。

議長（松元勇治議員）

休憩します。

14 : 50

～

14 : 50

議長（松元勇治議員）

休憩前に引き続き再開します。

町長（石畑博君）

いろいろ町民の方々のご意見等も踏まえてのご発言だと思いますので、疑義のあることは私も絶対することありませんので、そういった意味で、信頼のある町政に努めていって、町民の方々から、かねて申し上げてる、例えば道路がひろなったら喜んでいってあげると、そういった意味の部分での取組でございますので、ご理解賜りたいというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（松元勇治議員）

休憩します。

14 : 51

～

14 : 58

議長（松元勇治議員）

休憩前に引き続き再開します。次に、大坪満寿子議員の発言を許します。

[ 11番 大坪 満寿子 議員 登壇 ]

11番（大坪満寿子議員）

初めに、8月に襲来した台風6号による大雨で被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。未曾有の災害にもかかわらず、人的被害がなかったことに安堵しております。まだ、町内至るところに、災害の爪跡が残っていますが、被災地の1日も早い復旧復興をお祈りいたします。

そして、いよいよ燃ゆる感動かごしま国体が10月より開催されます。南大隅町では、自転車競技が行われます。すばらしい大会になるよう、燃ゆる感動かごしま国体の成功と、この先、これ以上の災害が起こらないことを願いながら、通告しておりました2点について質問いたします。

まず、高齢者の生きがい対策について伺います。

サロンやころばん体操、健康体操などの事業は、高齢者の安否確認をはじめ、

コミュニケーションの場となっており、励みになる、元気になると、多くの高齢者の方の楽しみの一つになっています。それぞれの地域でいろいろな企画を考え、取り組んでおられる中で、もう少し、活動資金があったらなという声が多く聞かれます。将来、介護保険を使うことがないよう、健康づくりや予防に力を入れるためにも、サロンや体操などの事業に対し、ポイントの拡充は出来ないか伺います。

次に、林業大学について伺います。

県の林業大学校設置についての話が、8月29日の南日本新聞に掲載されました。林業大学校は、新規就業者向けに、座学や機械の操作を長期的に学ぶ場で、2022年までに、全国24道府県に設置されています。鹿児島県には、短期研修制度はあるものの、即戦力を求める事業者から、林業大学校の設置を求める声が上がっており、安定的な人材確保につながり、生産性を増やすことが期待できると、大学の教授も話されています。林業大学校が誘致されれば、林野面積が約80%の我が町において、新たな基幹産業としての活動になるのではないのでしょうか。この記事を読んで、豊かな自然が残るこの南大隅町にこそふさわしい大学校ではと思ひ、質問します。林業大学校を設置すると判断された場合、南大隅町に誘致する考えはないかを伺い、私の壇上からの質問を終わります。

## [ 町長 石畑 博 君 登壇 ]

### 町長（石畑博君）

大坪満寿子議員の第1問、高齢者の生きがい対策についての第①項、ころばん体操と健康体操、それぞれの参加人数を伺うとのご質問でございます。

ころばん体操、各種運動教室につきましては、高齢者の健康増進、介護予防の一環として実施しており、コミュニティーの場としても活用されているところでございます。参加人数につきましては、令和4年度の実績でございますが、ころばん体操の参加者が延べ3769名、バランス運動教室の参加者が延べ239名、パワーアップ運動教室の参加者が延べ1962名、となっております。

### 11番（大坪満寿子議員）

では、参加人数について、団体の中で1番多い参加人数と、また、1番少ない参加人数を伺います。

### 町長（石畑博君）

詳細な数値については、担当課長に説明させます。

### 介護福祉課長（中之浦伸一君）

ころばん体操でございますけれども、19団体、現在活動をしてくださっておりまして、登録参加者数の最大が16名です。最小が3名での活動となっております。

### 11番（大坪満寿子議員）

ポイント制になってはいますが、ポイントの配分はどのようになっているのか伺います。

## 介護福祉課長（中之浦伸一君）

各団体活動 1 回当たり一律 1000 ポイントでございます。

### 1 1 番（大坪満寿子議員）

先ほどの答弁で、地区によって人数にばらつきがありますが、参加した個人にはポイント寄与出来ないのか伺います。

## 介護福祉課長（中之浦伸一君）

現段階では、団体への 1000 ポイント先ほど申し上げましたとおりのポイントのみでございます。

### 1 1 番（大坪満寿子議員）

今の答弁ではあくまでも団体のポイントということは、分かりました。

でも、皆さんそれぞれの地域で、いろいろな企画を考え、計画を立てて、サロンや各体操などに取り組んでおられます。

また、それを楽しみにしておられる高齢者が大勢いらっしゃいます。体操後の語らいの場も一つの楽しみの一つで、手作りのお菓子や、いろいろなものを食べながら近況報告をするなどの地区も多いです。そういった中で、もう少し、活動資金があったらなあという声が多く聞かれます。

次の質問になりますが、サロンや体操など、各事業に対しポイントの拡充は考えられないか伺います。

[ 町長 石畑 博 君 登壇 ]

## 町長（石畑博君）

次に大坪議員の第 1 問第②項、サロンや体操など各種事業に対し、ポイントの拡充は出来ないか伺うのご質問でございます。

現在活動する団体に対し、1 回当たり 1000 ポイントを付与し、ポイントは商品券に交換することで活用いただいております。ポイントの拡充につきましては、参加促進や、地域コミュニティー醸成の一助になると考えておりますが、今後、参加者のご意見もお聞きしながら、拡充、付与方法等、総合的に、次年度事業編成の中で検討してまいりたいと考えます。

### 1 1 番（大坪満寿子議員）

例えばポイント 1000 ポイントでチョコレートを買って、参加した皆さんで分けるとします。3 人で分けるのと、先ほど課長から答弁があったんですが、最低 3 人のグループがあると。3 人で 1000 円のチョコレートを分けるのと、16 名で 1000 円のチョコレート分けるとしたらやはりそこには不平等が発生すると、私は考えます。

各自治体を調べてみました。ポイントをうちの町と一緒に、団体だけに 1 回につき 1000 ポイント寄与する町もありましたし、団体にも参加した個人にも、それぞれ寄与する町と、それぞれだったんですが、ではポイント制に上限が設けてあるのか、お伺いします。

## 介護福祉課長（中之浦伸一君）

現在上限は8万ポイントでございます。年間8万ポイント。

### 1 1 番（大坪満寿子議員）

では、今までに上限の8万ポイントに達した地区があるのか伺います。

## 介護福祉課長（中之浦伸一君）

今、私手元に4年度の実績を持っておりますけれども、最高が5万3000ポイントです。それ53、単純に1000円をかけるわけですので、年間で53回活動されて、5万3000円ということでございます。

### 1 1 番（大坪満寿子議員）

上限が8万ポイント設けてあるんだったら、8万ポイントに達した地区がないということは、まだ、ポイント制に余裕があるという事ですよ。上限まで有効に使って介護予防につながるよう、そして8万ポイントの目標達成できるよう、もう少し柔軟な配分方法はないかもう一度伺います。

## 介護福祉課長（中之浦伸一君）

今、上限8万ポイントと説明をさせていただきましたが、これには県の補助金も6万ポイント入ってございますので、その分、8万円のうちの6万円の部分につきましては、県の補助の要綱とかもございまして、そこについてはこれまでどおりの配布方法になろうかと思えます。

それに現在は町負担として2万ポイント分を、予算としては、お願いをしている状況で合わせて8万ポイント。今議員がおっしゃったことにつきましてもですね先ほど町長が最初答弁しましたとおり、今後うまく喜んでいただけるというか、団体規模とか、そういうところも鑑みて、検討はしてまいりたいというふうに思いますので、また助言等をいただければというふうに思えます。

### 1 1 番（大坪満寿子議員）

先ほどの質問で、参加した個人にはポイントは寄与しないということでしたが、例えば、1回につき団体に1000ポイント、参加した個人に100ポイント寄与することは、今のところ考えてらっしゃらないでしょうか。

そうすることによって、皆さん楽しんでサロンや体操に参加され、人数も、もっともって増えてくるのではと考えますがどうでしょうか。

## 介護福祉課長（中之浦伸一君）

今議員がおっしゃいました団体としてのポイント、それから個人として、そこが楽しみになるよということだろうと思えます。十分理解いたします。それも含めまして、今後、総合的にまたいろんな方の意見も聞きながらですね、検討していきたいということでございます。

### 1 1 番（大坪満寿子議員）

そうならば皆さんとても喜ばれると思えます。参加者にもポイントが寄与されることで、参加者も増え、介護予防により効果が出ると考えます。上限までのポ

イントを有効に使って、介護予防につながるようにしていただきたいです。

事業の効率を今以上に上げるためにも、また、参加者に喜んでもらって、健康な高齢者を増やすためにも、サロン活動などは重要だと考えます。9月18日は敬老の日です。92歳のおばあちゃんも、今度はいっじゃろかいと、楽しみにしているというお話を聞きます。高齢化率、県内トップの南大隅町ですが、皆さんはつらつとしていらっしゃいます。それは、健康寿命を延ばす活動を、地域の皆さんが積極的にしておられるおかげだと私は考えます。この事業が効率的なものになっていけば、介護予防にも効果が出てくるのではと考えますので、団体だけでなく、参加した個人へのポイント寄与も含め、ぜひポイントの拡充を前向きに検討していただきたいです。次の質問をお願いします。

[ 町長 石畑 博 君 登壇 ]

**町長（石畑博君）**

次に大坪議員の第2問第①項、県の林業大学校について、新聞に掲載されたが、林業大学を設置すると判断された場合、本町に誘致する考えはないか伺うとのことご質問でございます。

議員ご質問のとおり、先月28日県内の林業関係者や学識経験者で構成される林業担い手確保・育成対策検討会は、県に林業大学校の設置を検討するよう鹿児島県に要望することが決定され、各マスメディア等で報道がなされたところでございます。

今後、県において林業大学校を設置する方向性で決定がなされた場合、肝属郡の町村会等においても、誘致出来ないかなどのお話が出ておりますので、本町といたしましても、近隣市町と連携しながら、誘致に向けて積極的に取り組んでまいります。

**11番（大坪満寿子議員）**

林業大学校は、自然豊かな南大隅町にとって、ふさわしい大学校だと私も考えます。では、我が町の現在の林業の現状を伺います。

**町長（石畑博君）**

関係する数値等については経済課長に答弁させます。

**経済課長（新保哲郎君）**

林業の現状ということのご質問でございますけども、林業の経営体数が、町では5経営体でございまして、その従事者数が16人、そして平均年齢が55.8歳でございます。

**11番（大坪満寿子議員）**

では、南大隅町の森林のうち、国有林や民有林などの各面積が分かれば教えていただきたいです。

**経済課長（新保哲郎君）**

本町の林野面積が1万6684ヘクタールでございます。そのうち、国有林が、7335

ヘクタール、県有林が 39 ヘクタール、町有林が 1165 ヘクタール、そして私有林が 8145 ヘクタールとなっております。

### 1 1 番（大坪満寿子議員）

では町に誘致した場合、活用できる林野はどのくらいあるのか伺います。

### 町長（石畑博君）

まだ設置するかしないかの話であって、その活用の中身とか全然把握しておりませんので、今ご質問の件についてはまだ全然この皆目見当がつかないところで、すのでご了承いただきたいと思ひます。

### 1 1 番（大坪満寿子議員）

言われるとおりです。

南大隅町は、総土地面積の約 80% が林野面積で広大です。

現在の林野が戦後の造林拡大期から伐採適齢期を迎えているため、伐採が進み、今後しばらくは、南大隅町をはじめ、ほかの地域も、林野面積が少なくなると考えられますが、伐採後の植樹など、その後の管理なども重要な課題となります。

伐採適齢期まで、50 年から 60 年かかり、その間、草払い、つる刈り、除伐、10 年から 15 年間で、枝打ち、20 年間から 30 年で木が健全に育つように、間伐を行うそうです。

林業大学校が誘致されれば、山の持ち主が高齢化している我が町にも、実習先はたくさんあると私は考えます。

南大隅町の林野面積も広大ですが、近隣の肝属郡区も林野は広大であり、近隣市町への実習も可能ではと考えます。林業大学校を調べてみると、修学、研修期間は 1 年から 2 年で、募集定員も 20 名から 30 名と、決して多くないです。

廃校になった校舎に手を加えれば、学校として十分に機能すると考えますがいかがでしょうか。

### 町長（石畑博君）

確かに、もう、町有林等も主伐の伐期齢が来ている面積が大分ありますので、そういった意味では、今議員がおっしゃいましたとおり、学校の廃校跡地等は、まだまだ使える学校がたくさんありますので、良いご提言ということで参考にさせていただいて、なるべく私どもの町のほうに、鹿児島県全部に、鹿児島県の公共施設が分散して建設できるようなそういった要望をしていきたいと思ひますので、またご支援を宜しくお願ひいたします。

### 1 1 番（大坪満寿子議員）

うちの町だけじゃないんですが、どこの町も人口減、高齢化、後継者不足など直面する課題は同じです。若者が南大隅町に住み、南大隅町で学び、地元に残ってくれば、林業も新たな基幹産業となり得ると私も思ひます。人口も増え、町にも活気が生まれます。ぜひ我が町に、誘致していただきたいです。我が町にはネッピー・みさきちゃん奨学金制度もあります。子どもたちが興味を持って進学してくれば、地元に残る子どもも増えてくるのではと考えます。

南大隅町は、本土最南端の町で、輸送コストなどを考えると、企業誘致もなか

なか難しいです。

かつてあった水産加工場も撤退してしまいました。企業誘致が地理的に難しいのであれば、この豊かな自然を生かし、そして美しい自然を守り育てるという観点からも、南大隅町に、林業大学校は合致します。誘致したい自治体や候補地はほかにもあると考えますが、県が候補地を判断する前に動くことが大事だと思います。近隣市町と連携し、町長に頑張ってもらって、ぜひ南大隅町に林業大学校を誘致させていただきたいです。最後に、町長の思いと考えをお聞かせ願えればと思います。

#### 町長（石畑博君）

檄をいただきましたので頑張っていて、誘致にこぎつきたいというふうに思っています。よろしくお願いします。ありがとうございます。

#### 11番（大坪満寿子議員）

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

#### 議長（松元勇治議員）

これで本日の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

明日は午前10時から本会議を開きます。本日はこれで散会します。

散 会： 令和5年 9月 7日 午後 3時22分